

グレゴリウス『歴史十卷』の中の紛争と紛争解決の仕方

岩 野 英 夫

一 はじめに

二 『歴史十卷』の周辺

(一) クローヴィス一世

(二) 『歴史十卷』の構成とグレゴリウス

(三) 分国王とその関係者

(四) 分国王とその分国

三 紛争の事例

(一) 前提

(二) 事例

(1) 司教ブリクティウス

(2) 神に仕える乙女

(3) 聖シドニウス

(4) 国王クローヴィスの姪

(5) 司教の息子シャグリウス

(6) ローマ人バルテニウス

(7) 司祭アナスタシウス

(8) 助祭ヴィギリウス

(9) シギベルト一世の雇われ人アンダルキウス

(10) 助祭ペトルス

(11) 司教ブレテクスタトゥス

(12) 伯ナンティヌス

(13) 『歴史十卷』の著者グレゴリウス

四
整理

- (14) 修道僧エバルキウス
- (15) praefectus ムンモルス
- (16) オレアンの人びと
- (17) 悪人アヴス
- (18) ユダヤ人アルメンタリウス
- (19) 商人クリストフォルウス
- (20) トゥール市民シカル
- (21) 修道院長ダグルフ
- (22) 二人の聖職者
- (23) 悪人ベラギウス
- (24) Clix アマロ
- (25) シギベルト一世の孫娘ベルテグンデ
- (26) ヒルデベルト二世の妻ファイレウバ
- (27) 東ローマ皇帝
- (28) vicarius アニモド
- (29) 伯の妻テトラディア
- (30) cubicularius クント
- (31) カリベルト一世の娘クロデヒルデ
- (32) 司教エギディウス
- (33) ヒルペリヒ一世の妻フレデグンデ

(一) 紛争の原因

- (1) 前提
 - (2) 原因
 - ① 殺人
 - ② 欲望
 - ③ 恨み
 - ④ 猜疑心
 - ⑤ 容疑
 - ⑥ 職権乱用
 - ⑦ 迫害
 - ⑧ 辱め
 - ⑨ 略奪
 - ⑩ 密通
 - ⑪ 仕返し
 - ⑫ 相続争い
 - ⑬ 財産の無断持ち出し
 - ⑭ 濡れ衣
- (二) 紛争解決の仕方
- (1) 前提
 - (2) 私的、自主的解決
 - ① 仕返し

②償い

(3) 決定権限者の決定による解決

①当事者型

②処分型

③中間型

(三) 紛争解決の仕方——個別の諸点

(1) 始まり

(2) 雪冤宣誓

(3) 終わり

(4) 神判

(5) 裁判の主催者

(四) 悔い改めかそれとも処罰か

(五) 裸の暴力、正規の訴訟に基づく「暴力」

(十六) その他

(1) アジール (Asyl) としての教会

(2) 保証人 (Fideiussor)

(3) 紛争当事者のやり取りの記述が比較的詳しい事

例

(七) 若干のまとめ

(1) 裁判とは、訴訟とは

(2) 行政という用語の使い方

五 おわりに

資料

(一) 地図 I、II——地名と地名番号

(二) 図 1——メロヴィング王家系図 (一部)

(三) 図 2——分国境域図

一 はじめに

本稿の第一の目的は、グレゴリウス (Gregorius) 『歴史十卷』が伝えている紛争事例を抜き出すことである。第二の目的は、それら紛争事例をいくつかの柱を立てて整理することである¹⁾。

『歴史十卷』は最もよく知られた、そして最も重要な史料の一つであり、多くの先行研究がある。またこの歴史書を扱うためには深く広い一般史の知識も必要である。しかし、本稿の主目的は紛争事例の抽出と論点整理であるから、次

の二点の文献と専ら向き合い作業を進める。兼岩正夫・臺幸夫訳註『トゥールのグレゴリウス 歴史十卷(フランク史)』(東海大学出版会) のⅠ(昭和五〇年)、Ⅱ(昭和五二年)〔以下、前者をⅠ、後者をⅡと略記〕、Gregor von Tours Zehn Bücher Geschichten, Erster Band(1977)、Zweiter Band(1974)〔以下、Erster Bd.、Zweiter Bd.と略記〕。

『歴史十卷』のラテン語原文の引用は、Erster Bd.、Zweiter Bd.のそれぞれ偶数頁に印刷されているテキストから行う。奇数頁に印刷されているのは偶数頁のラテン語テキストのドイツ語訳である。

頻繁に使用する辞典である J. F. Niermeyer & C. Van de Kieft, Mediae Latinitatis Lexicon Minus I, II, 2002²⁴⁾ Niermeyer と略記する。div Lexikon des Mittelalters, 2003²⁵⁾ Lexikon と、京大西洋史辞典編纂会編『新編 西洋史辞典』(東京創元社、昭和五八年)は『西洋史辞典』と、ミッタイスリーベリッヒ著、世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説改訂版』(創文社、一九七一年)はミッタイスと略記する。

教会の役割に関係した訳語は、小林珍雄編『キリスト教用語辞典』(東京堂、昭和二九年)に拠る。

本稿の最後に、地図とメロヴィング王家の系図、分国境域図を掲載した。地図は、本稿で紹介する紛争事例に関係して出てくる地名をⅠ〔トゥール以北〕、Ⅱ〔トゥール以南〕に整理したものである。分国境域図は、Erich Zöllner, Geschichte der Franken bis zur Mitte des sechsten Jahrhunderts, 1970²⁶⁾巻末に掲載されている Karte 1 “Das Frankenreich 511-524. Die Teilungen nach dem Tode Chlodowechs bezw. Chlodomers”を借用した。

※図²⁷⁾ Monumenta Germaniae Historica. Diplomata Regum Francorum e stirpe Merovingica (Die Urkunden der Merowingier), Erster Teil, Nach Vorarbeiten von Carlrichard Brühl, hrsg. von Theo Kölzer unter Mitwirkung von Martina Hartmann und Andrea Stieldorf, Hannover 2001, S. XXXII〔以下、Kölzer本と略記〕掲載のものを借用加工した。

地図には算用数字の番号を貼りつけてあるが、それは、本稿本文に出てくる地名をアルファベット順に並べて番号を付けたものである。したがって、本稿本文中に出てくる地名には例えば地図24のように番号を付けているが、それは地図上の番号である。念のために、番号付き地名を以下掲載しておく。

1. Angoulême ; 2. Arles ; 3. Berry-Rivière ; 4. Blois ; 5. Bordeaux ; 6. Chalon-sur-Saône ; 7. Chartres ;
8. Châteaudun ; 9. Clermont [-Ferrand] ; 10. Javols ; 11. Langres ; 12. Le Mans ; 13. Lyon ; 14. Marseille ;
15. Metz ; 16. Orléans ; 17. Paris ; 18. Poitiers ; 19. Reims ; 20. Rhodéz ; 21. Rouen ; 22. Saintes ; 23. Soissons ;
24. Tournai ; 25. Tours ; 26. Trier ; 27. Velay ; 28. Verdun

系図にも番号を付けている。本文中に例えば系図①と付記している場合、それは本稿最後に掲載した系図上の番号を示している。また、系図を借用するに「Sigibert [系図⑧] のように、Sigibert I. P → R. のようにもつて、P を、私は書き加えている。P の意味は、Sigibert の支配の本拠地が Paris だということである。しかしパリは Sigibert の兄弟 Charibert I. [系図⑥] の支配の本拠地にもなっている。Charibert I. が早くに逝ったあと、パリは「しばらくの間メロヴィング朝の国王たちの共同本拠地であった」(Lexikon VI, S. 1705; II, S. 123 ff.; Zweiter Bd. S. 99 ff. に関連叙述)。また、Lexikon によれば、Sigibert I. の支配の本拠地は das Reims^{ランス}er Teilreich [Reims を本拠地とする分国 : Reims は地図19] である。そこで、P は R の書き間違いではないか、というのが → R. の意味である。

系図⑩の Gundowald の冒頭に (2) が付く(2) Gundowald と表記されているが、こちらは、Kölzer 本のままである。『歴史十卷』第六卷「二四によると、Gundowald は自分で自分を Chlothar I. の息子だと称して現れた人物（＝母親がそう言い聞かせて育てた人物）、すなわち自称「Chlothar I. の息子」である。Gundowald と会った Chlothar I. は、自分が生ませた子供ではない」と父子関係を否定している (II, S. 53; Zweiter Bd. S. 41)。この「(2) の理由だと思

われる。Gundowaldを王家の系図からそもそも外している書物もある。

本文や注の中の「」とそこに書かれている記述・説明などは、断りのない限り、岩野の手によるものである。

本稿は拙いものであるが、二〇一二年三月をもって定年退職される釜田泰介先生に捧げたい。釜田先生は、同志社が目指す良心教育とはどのようなかを身をもって示された方のお一人である。釜田先生の益々のご活躍とご健勝をお祈りしてやまない。

二 『歴史十卷』の周辺

(一) クローヴィス一世

本稿の執筆を思い立ち、『歴史十卷』を手にした時にまず思い出したのは、ガクソットの著書の中の突き放すようなクールな叙述である。井上幸治編『フランス史』³⁾の記述を借りながら言えば、自由にして勇敢なる者の意味を持つフランク族の中で、ベルギーから北フランスに広がる小王国にまとまっていたサリー支族の出のChlodwig I. (在位四八一／八二一年―五一一年)は他のフランク諸支族を統合して四八一／八二二年にフランク王国を建設してメロヴィング朝(一七五一年)を始め、ゲルマン諸族の大移動(四世紀から六世紀にかけて)やその過程でのゲルマン諸族間の戦い、西ローマ帝国崩壊(四七六年)というような激動が続く地に、我われのイメーヂするヨーロッパが出来上がって行く流れを確実に作りあげる。ガクソットのクールな叙述の一例は、このクローヴィスについてのものである。⁴⁾

クローヴィスは勇敢で、貪欲で、残酷でまた狡猾であった。彼が歴史の中で最初に占める大きな業績は、当時口ワール河まで散らばっていたフランク族をひとつの民族として結集させたことである。フランクの各部族（「上幸治の言う支族」の王を必要十分な人数だけ殺していつて、彼はフランク人の王となった。

ガクソットは言う。「メロヴィング朝の王たちの宮廷は、まるで淫売宿だ。不実と貪欲、虚偽、残酷、淫乱が、この王朝の一般的な属性であった。その中に、性質が優しく教養のある者がいたとしたら、それはたいへい病人か臆病者である。ほとんどの場合、女性は男性よりさらに品行が悪い。クローヴィスの孫の一人と結婚したフレデゴンド（「ヒルベリヒ一世の妻。フレデグンデと本稿では表記」）は、まさに忌むべき毒婦であった。王も貴族も公然と一夫多妻制を実行していた」（一〇六頁）。

（二）『歴史十卷』の構成とグレゴリウス

『歴史十卷』のうち、第一、二巻は天地創造から五一一年のクローヴィスの死まで、第三、四巻は五七五年頃まで、第五卷～第十巻は五九一年までを扱い、特に五七〇年以後の記述は、グレゴリウスが直接に関与した事件などを含んでいる。⁽⁵⁾

Lexikonによると、⁽⁶⁾グレゴリウスは、救済史—教会史の枠組の中で、そしてローマ貴族の出という矜恃をもち、同時代史に比重をかけてガリア地域の歴史を描いている、という。ちなみにガリアとはライン川、アルプス山脈、ピレネー山脈、大西洋に囲まれた地域のこと、ローマの版図に入っていた。広い意味では、イタリア半島を縦断するアペニン山脈の東部も入る。

また、Lexikonによると、グレゴリウスは、五三八年か五三九年の一月三〇日にClermont〔地図II-9〕に生まれ、五九三年七月四日以降、おそらく五九四年の一月一七日に他界している。Tours〔地図I-25〕の司教になるのは、五七三年である。グレゴリウス自身の記述によれば、彼はトゥールにおける一九代目の司教である (H., S. 515)。

ガクソットはグレゴワール〔グレゴリウスと本稿では表記〕について次のように記述している。⁷⁾

しかし長い歴史に耐えた宗教は、その純な姿をメロヴィング朝時代のもっとも偉大な聖職者の魂のうちにとどめていた。それはトゥールの司教、グレゴワールである。彼はフランク人と一度も盟を結ばなかったオーヴェルニュの金持の貴族の出身で、ローマ風の教育をうけて育った。しかし後に彼は何のわだかまりもなくフランク人たちと交わった。宗教的あるいは世俗の利益、道徳的あるいは物質的利益をつかさどる行政官として、彼は絶えず王や伯と関係を保ち、良識と繊細な心と正しい判断を持っていた。彼の毅然とした生活態度、慈善、その優しさはまさに神々しいともいえるほどだった。彼の善良さは、こまやかな愛情にまで高められていた。不実と卑劣な行為、それに殺し合いの話に満ちている彼の本の中で、ペストが「彼になれ親しんでいた幼ない子供たち、自分の胸で暖め、腕に抱き、自分のできるかぎり、最上の食物を自ら与えて育てた子供たち」を奪ったと嘆いている一節を読むと、悪党の中に一人の真人間を、冷酷無残の中にひとすじの人間らしさを認めて、私たちは深い感動を覚えるのである。

身分の低い者に対しては忍耐強く、身分の高い者といえる時は誇り高かった。彼はシルベリック〔ヒルペリヒと本稿では表記〕の命令にも屈せず、また追従にも心を動かされなかつた。シルベリックが、ルーアンの司教、ブレテクスタ〔ブレテクスタトゥスと本稿では表記〕の処刑に同意を得ようとして、トゥールの民衆を蜂起させて

彼を脅迫した時、彼グレゴワールは、この王に、神の審判が頭上にかかっていると、素気なく答えただけだった〔本稿(11)のエピソード〕。

ガクソットはまた次のようにも述べている。⁽⁸⁾「精神生活、道徳生活の上で、彼はただひとつのこと、カトリック（正統派）であるということしか見なかった。彼の全知性はそこに集中し、そこに没頭するのである……。彼にはカトリックであるというだけで、十分であり、すべてが許され、すべてが説明されるのである。それは絶対律であり、唯一の法である。クローヴィスはカトリックであった。したがって彼は異端者を打ち破った。グレゴワールは、クローヴィスのさまざまな罪と非道の数々を、まるでお祈りでもあげるように静かな口調で、列挙し、語りはじめる……。『神は、彼の手をかりて毎日敵をお倒しになった。なぜならこの王は清らかな心をもって神の御前を歩む者であり、主の目に適う仕事をなす者であるから。』」

(三) 分国王とその関係者

クローヴィス一世の創り上げたフランク王国は、彼の死後、四人の息子たちが相続し、分割統治される。本稿で分国というのはこれら分割統治の対象地域のことであり、分国王とは各対象地域の統治者のことである。

本稿の最後に、Kölsch本に掲載されているメロヴィング王家系図〔図1〕を必要な部分だけ借用していることは、「はじめに」で述べたとおりである。ここでは、『歴史十卷』に登場する、クローヴィス二世没後の王家関係者を、『歴史十卷』の記述を参考に整理しておく。その中には生まれてすぐに死亡した者もいる。

Chlothar I. によって分割統治される。この四人のそれぞれの支配地（分国）に 1、2、3、4 の番号を付けて、支配地（分国）の境域のだいたいを示そうとしたのが、本稿末の分国境域図〔図 2〕である。

1 は Theuderic I. の分国の境域、2 は Chlothar I. の、数字の 3 は Childeric I. の、4 は Chlodomer のそれである。借用したこの分国境域図の原本はカラー印刷で、カラーに濃淡を付けて分国を色分けしているのであるが、識別がもつとも難しい Childeric I. の分国（数字の 3）については分国の境界に沿って矢印を付け、その矢印の内側が当該分国であることを示した。意図に反して、矢印は見にくいものになってしまった。

また、借用したこの地図は、Chlodomer が早世し（在位五一年—五二四年）、そしてそのあと彼の分国が他の兄弟たちによって分割相続されたため、Chlodomer の分国については色分けをせず、ⅡⅡに似た線で囲み、その上で、他の兄弟たちのその囲みの中の相続分を、兄弟それぞれに割り当てたカラーを使い色分けしている。私は、このⅡⅡの始点と終点の双方に人間の指のかたちをしたイラストを貼り、その先に数字 4 を付けておいた。

三 紛争の事例

(一) 前提

『歴史十卷』が記述している多くの出来事の中からどういう基準で「紛争」を拾い出すかが難しい。そこで、本稿では、この問題に深入りするのを避け、『広辞苑』の説明「紛争」もつれて争うこと。もめごと」を借りることにした。ゲルマン諸族間や、ゲルマン諸族と他部族との武力衝突、あるいは軍事行動を伴う王家の内紛の事例は、戦争ないし内乱と呼ぶべきものであると考え、抽出対象から外している。

本稿は、抽出する紛争事例が実話であるのか否かを問題にしていない。それどころか夢の中の話も取りあげている。話が仮に作り話だとしても、その話を組み立てるための情報の出処はグレゴリウスの見聞であり、その見聞が拠って立っているのは彼の生きた時代が創り出した・あるいは受け継いだ現実だ、と考えるからである。

紛争事例は、グレゴリウスの叙述に沿って、時間的に古いものから順番に拾っている。

Erster Bd, Zweiter Bd. も I、II も、ラテン語原文中の ユネクス index に「Richter」「裁判官」の訳語をあてている。しかし、本稿では、index の語をそのまま使うことにしたい。本稿で対象としている時代に「裁判官」という専門職が存在していたようなイメージを与えてしまうから、というのが差し当たりの理由である。index という語は、ある箇所では、伯 (comes, Graf)⁹ などの公職そのものを、したがってその時点の公職保持者その人を指している場合もある。

(二) 事例

(1) 司教ブリクティウス…第二巻一 (四〇〇年前後の話)

司教マルティヌスの跡を継いで、トゥール〔地図 I-25〕の司教職に就いたブリクティウス (Briccius) は、まだ助祭であった若い時、愚か者呼ばわりするなど数々の侮辱を加えて、のちには聖人に列せられる司教マルティヌスを辱しめた。原因は、ブリクティウスが取るに足りないものに心を奪われているので、司教マルティヌスがたびたび彼を叱りつけたことに対する恨みである。

ブリクティウスは、司教に就任したあと、「若気の至り」とでも言うべきこのような罪のせいで試練を受けることになる。司教マルティヌスは、生前、ブリクティウスに対してこのことを予言していた。

訪れた試練は、在俗の修道尼に子供を産ませた、という濡れ衣である。トゥール市民たちはブリクティウスを非難し、

皆で石を投げて殺そうとする。ブリクティウスはその濡れ衣を晴らすために、生後三〇日目の、問題の子供を連れて来させて、「あなたは私の父ではありません」とその子が答える奇蹟を起こすが、市民たちは魔法を使ったのだと言って攻撃を続ける。

ブリクティウスは次に神判に訴え、燃えている炭を着物の中に入れ身体に押しつけ市民たちと共に聖マルティヌスの墓まで行き炭を投げ捨てるが、着物は焼けていない。しかし、それでも市民たちは納得せず、ブリクティウスを追放し、新しい司教を選ぶ。

ブリクティウスは教皇のもとに行き、司教マルティヌスを辱しめた罪を告白し悔い、ミサを唱える。七年が過ぎ、ブリクティウスはトゥールに戻る決意をし、トゥール近くの村まで来てそこにとどまる。

一方、市民たちが選んだ司教の一人は、異郷の地にいる時、神の審判 (*Judicium Dei: Erster Bd., S. 60*) が下って死ぬ。そのあと、市民たちが選んだ二人目の司教も熱病で息を引き取る。ブリクティウスは二人目の司教の死を滞在地の村で知り、トゥールに行き市門を入ろうとした時、その司教の遺体が市門から運び出されようとしている場面に遭遇し、葬る。ブリクティウスは、それからトゥールの司教に復帰し、七年間幸福に暮らす。

市民たちがブリクティウスをなぜ許したのかについて、グレゴリウスは何も書いていない。神の差配ということなのがある (I., S. 71-77)。

グレゴリウスの記述によれば、マルティヌスは第三代目、ブリクティウスは第四代目のトゥール司教である (II., S. 501, 503)。

(2) 神に仕える乙女：第二巻二(四〇〇年代の話)

東ゲルマン諸族の一つであるヴァンダル人は、父と子と聖霊を一体のものだとは考えないアリウス派のキリスト教徒であったが、三位一体の立場を採るアタナシウス派(正統派カトリック)を迫害したことで悪名が高い。そのヴァンダル人の王トラサムンド(Thasamund)¹¹⁾は、一人の乙女、すなわち「非常に裕福で、現世の身分からすると元老院議員の貴族の家柄であり、そして、これらすべてのことよりなお一層高貴なことには、カトリック信仰に熱心で全能なる神に申し分なく仕えていた」乙女を改宗させようとして拷問にかけ責め苛むも効果がなかった。そこで、トラサムンドは乙女に「法律上の訊問」をし、拷問具にかけ、火や鉄鉤で責め、そして斬首した(1; S. 79)。

傍線を引いた乙女の名は *puella*、正確には *puella gnaedam relegosam*、つまり「神に仕えるある乙女(処女)」である。ドイツ語訳は *eine gottgeweihte Jungfrau*、つまり「神に捧げられたある乙女(処女)」である(Erster Bd., S. 62, 63)。だから、この女性は修道女、尼僧である。

同じく傍線を引いた、「法律上の訊問」をし、の箇所原文は *ad legitimam deductam quaestionem* である。*legitima* は *quaestio* にかかる形容詞で、Niermeyer によれば「正規の (geeignet, vorschriftsmäßig, lawful, normal)」の意味で、*quaestio* は「訴訟手続」、訴訟 (Rechtsverfahren, Prozess, legal action, suit) の意味なので、この尼僧は「非正規の手段で痛めつけられたそのあとで」「正規の訴訟 (ad legitimam quaestionem) にかかけられ (deductam) して責められ、斬首 (capitis decisio) された」¹²⁾ (Erster Bd., S. 62, 63)。

(3) 聖シドニウス：第二巻二一—二三(四〇〇年代終末の話)

Lexikon¹³⁾ や『西洋史辞典』によると、シドニウス (Sidonius) は Lyon (地図 II-13) に生まれた。ローマ貴族の家

柄の出で、リモンや ^{アルル}Arles〔地図Ⅱ-2〕で学び、四五〇年頃、皇帝アウイトゥス (Aureus 在位四五五年—四五六六年) の娘パピアニラ (Papianilla) と結婚。皇帝アウイトゥスやそのあとの二人の皇帝たちのもとで公職に就いた。クレルモン〔地図Ⅱ-9〕の司教に就任するのは四七〇/四七一年頃であるが、ゲルマン諸族の中の一つ西ゴート族の侵入を受けてクレルモンは陥落し、一時、追放される。四七九/四八六年頃クレルモンで死去した。「没落前夜のガリアにあつて苦悶しながらもローマの再興と永遠性を信じた愛国的ローマ人」⁽¹⁴⁾であつた、という。

『歴史十卷』は、これらの辞典の記述の典拠となるエピソードを伝えている。エピソードの時代の西ゴート人の王はエウリヒ (Eurich)⁽¹⁵⁾で、在位は四六六年—四八四年である。

エウリヒ王から ^{ドククス}dux⁽¹⁶⁾に任命され支配権を委ねられたヴィクトリウス (Victorius) がクレルモンに滞在していた時、二人の司教が司教シドニウスに敵対し、教会財産に対する権限をシドニウスから奪つた上にひどい侮辱を加えた。

「しかし、神の慈悲はすぐにその侮辱をやめさせることを望まれた (Sed non longi temporis spatium inultam eius iniuriam divina volunt sustinere clementia)」(Erster Bd., S. 104)。すなわち、司教の一人は厠で、「内臓が下部から外へ押し出されて」しまふ悲惨な状態で息を引き取る。もう一人の司教には何事もなかったが、シドニウスは権限を取り戻す。しかし、間もなく、シドニウスは熱に冒されて、死を迎える。

生き残っていた方の司教はシドニウスの死で復権し、教会の全財産を奪う。そして、シドニウスが他界したあとの日曜日に、食事を用意して市民の全てを招待するように命じる。そして、招待の日、司教の献酌役 (Schenk) が主人、すなわち司教に杯を渡し、夢で見たことを話し始める。

大きな宮殿がありました。その宮殿の中には玉座が設けられていました。それには、力においてあらゆる者に優

る方があたかも *index* であるかのように威厳をもって座っておられました。その方の傍らには、白い衣をまとったたくさんの聖職者たちが立っていましたし人びとの無数の様々な群がりがありました。そして、私がびくびくしながらそれをじっと眺めていた時、私は遠くに、これらの人びとに混じって至福のシドニウスが立っており、あなたと最も親しくしていて、二、三年前にこの世を去ったあの司祭と、激しく争っているのを見ました。かの司祭は負け、王はかの司祭を最も奥深い牢獄に投げこむように命じました。そして、司祭が、引きずって運び去られると、シドニウスは別の訴えを申し立てました、もっと正確にお話ししますと、シドニウスは、あなたはその司祭がそのことのために永劫の罰を下されたその悪事の片割れ〔仲間〕(participem—particeps)だ、との理由で今度はあなたを訴えた (contra te ierum suggeret) のです。そこで、*index* は、誰をあなたの所に送ろうかと熱心に探し始めたので、私はあなたを知っているので使いに送られはしないかと思ひ、ほかの人びとの間に身を隠そうとしましたし、*index* の背後に立っていました。私ができるようなことを黙って考えている間に、全ての人がとがいなくなり、その場所には私だけが残っていたのですが、*index* が私を呼ばれたのもっと近くまで行きました。 *index* の御方と輝かしさに目が眩み、気が遠くなり、畏れのために震え始めました。 *index* は言われました。「召し使ひよ、畏れるな。行ってかの司祭に言え。シドニウスが汝を召喚することを懇願したから、答弁のために来い」と (Erster Bd., S. 106, 107) [傍線は岩野による]。

一番目の傍線のとこで、シドニウスが「厠で死亡した」かの……司祭と激しく争っている (ドイツ語訳で heftig streifen gegen jenen ……Priester)」との記述があるが、脈絡からして、その争いは *index* の面前で行われていることがわかる。したがって、ここでの争いは私的な喧嘩、口論ではなく、法廷の場での主張あるいは抗弁である。「争って

いる」という動詞の主語はシドニウスだから、訴えたのはシドニウスということになる。かの司祭は反論に失敗し、司祭には、index によつて有責の判決が下される。

二番目の傍線の箇所書かれているように、シドニウスは、引き続き、生き残っている方の司祭を「悪事の片割れ」だ、との理由で index に訴えている。

三、四番目の傍線からわかるように、原告シドニウスウの申し立てを受けた index は被告、すなわち生き残っている司祭に対して「答弁のために」出廷するように召喚命令を出し、その命令を伝える役目をその司祭の献酌役に命じる。その際、献酌役が命令に背いた場合には、「もつとも思まわしい死」を献酌役にもたらず、とおごそかに告げる。

献酌役は、主人である司祭に対して、伝令役ではない自分でさえ index の命令に背けば死の制裁を受けるのだから、と、遅怠なく出廷することを勧める。これを聞いた司祭は、恐れのために手から盃を落として息絶え、埋葬後には、もう一方の司祭と共に地獄に送られることが示唆される (L. S. 131-139)。

(4) 国王クローヴィスの姪・第三卷三一 (五〇〇年代前半の話)

ゲルマン諸族の一つ東ゴート族の王テオデリヒ (Theoderich 在位四七一年—五二六年)⁽¹⁷⁾ はイタリアに移動し、東ゴート王国 (イタリア王国) を建てる。クローヴィスの妹アウドフレダ (Audofleda) と結婚するが、妻と幼い娘アマルスウィンタ (Amalawintha) を残して先だつ。

娘は成長する。母親は、跡継ぎの王となる男を自分の王族から選び娘の夫と決めるが、娘は無視し、自分の下僕と駆け落ちする。母は怒って、下僕と別れ、自分が選んだ男を受け入れることを迫るが拒絶される。母親は娘の逃亡先に追手を差し向ける。下僕は殺害され、娘は連れ戻される。娘はその後のある日母親を毒殺する。

イタリア人たちは怒って、トスカナの王テオダト (Theotad) を招いて自分たちの王にした。テオダトは娘の悪事を知り、ひどく熱せられた浴室に娘を下女と共に閉じ込め、熱い湯気にあたらせ殺害する。

娘のいとこヒルデベルト一世 (Childbert I. パリ〔地図Ⅰ-17〕が本拠地の分国王〔図Ⅰ-3〕。在位五二一年—五五八年)、同じくいとこクロタール一世 (Chlothar I. Soissons〔地図Ⅰ-23〕が本拠地の分国王〔図Ⅰ-4〕。在位五二一年—五六一年)、同じくいとこ故テウデリヒ (Theuderich I. Reims / Metz〔地図Ⅰ-19〕/ 地図Ⅰ-15) が本拠地の分国王〔図Ⅰ-1〕。在位五二一年—五三三年) の息子テウデベルト (Theudebert I. 在位五三三年—五四七/ 四八年) の分国王 (図Ⅰ-5)⁽¹⁸⁾ は、娘が「不名誉なやり方で殺害された」ことを知り、テオダトに使いを送り、以下のことを伝えさせる。

もし貴下が、我われに、貴下が〔我われから〕奪い去ったものの賠償〔＝補償〕をしなければ、我われは貴下の王国を奪い、そして、貴下に同様の罰を宣告するだろう。(Si haec quae egisti nobiscum non composueris, regnum tuum auferimus et simile te poena damnumus) (Erster Bd., S. 184)。

伝言を聞いたテオダトは、金貨五万枚を支払っている。訳中の「奪い去った」ものとは問題の娘の「命」であり、したがって、五万枚の金貨は、賠償金 (compositio, Buße, compensation) の中でも「命の賠償〔＝補償〕金 (Mambuße)」すなわち「人命金 (Wergeld)」だ、と(19)にみる。

(5) 司教の息子シャグリウス…第三卷三五（五〇〇年代前半の話）

ヴェルダン
Verdun〔地図I—28〕の司教であったデシデラトゥス(Desideratus)の息子シャグリウス(Sagrinus)は、父親の死後、父親が生前にシリヴルト(Shrivult)によって分国王テウデリヒ一世〔地図I—1〕のもとに訴えられ(incusatus—incusare, anklagen, verklagen)、「そして「財産を略奪されただけでなく、様々な苦しみをなめさせられた」(Erster Bd., S. 188)、「そうして、父親が受けた侮辱を思い、武装集団を引き連れてシリヴルトを攻撃する。シリヴルトだと思つてある人物を殺害して引き上げたが人違いであることがわかり、再度襲撃をし、激しい抵抗をはねのけ、寢室に潜むシリヴルトを寢室の壁を打ち破つて襲い、殺害する。

(6) ローマ人パルテニウス…第三卷三六（五〇〇年代前半の話）

テウデベルト一世〔地図I—5〕が逝くと、この分国王のもとで課税を伴う財政改革を進めてTrier〔地図I—26〕市民に憎まれていたローマ人パルテニウス(Parthenius)は命の危険に晒される。

パルテニウスはトリリアを逃げ出し、市民への取り成しを二人の司教に頼み、この二人の司教と一緒にトリリアに戻るが、市民の憤激は一向に収まらない。

二人の司教はこの事態を心配して教会に置かれた箱の中にパルテニウスを隠すが見つけられ、引き出され、拳で打たれ、唾をかけられ、杭にしばられ、石を投げつけられて殺害される(I., S. 243)。

この話では、特に注目したい以下のエピソードも語られている。パルテニウスは、二人の司教と一緒にトリリアに戻る途中の宿で夢にうなされ大声を出して目を覚ます。どうしたのか、との司教たちの問いかけに、パルテニウスは、自分がかつて妻パピアニルラ(Papianilla)と自分の友人アウサニウス(Ausanius)の仲を疑い嫉妬から二人を殺

した、と告白する。そして、大声をあげたのは、夢の中で、この二人が「私を法廷に召喚し(ad iudicium me arcessibant)」で、次のように述べたからだ、と答える。すなわち「主の御前で、私たちと争うことになっているから、釈明のために来い(Yeni ad respondendum, quia causaturus es nobiscum coram Domino)」と(Erster Bd., 188, 190)。

causaturus の動詞不定法現在形は causari であり、Erster Bd. は richten (裁く、裁判をする、判決を下す) という訳語を付けている(S. 190-191)。Nierneyer によれば、causari には prozessieren (訴訟を起す; to litigate) の意味がある。

(7) 司祭アナスタシウス…第四卷一二(五〇〇年代半ば前後の話)

クレルモン〔地図Ⅱ-9〕で司教の座に就いたカウティヌス(Cautinus)は大酒飲みであるばかりか、貪欲であった。そのため身分の低い者たちには暴力を振るい、身分の高い者たちには争いをしかけて喧嘩を売り、彼らの財産を略奪した(Erster Bd., s. 207)。

カウティヌスの手は司祭アナスタシウス(Anastasius)に伸び、国王クローヴィスの妻の故クロティルデ(Chrothilde 一五四四年)の証書(charta)によって、アナスタシウスが所有している土地が欲しくて、甘言が効かないとわかると最後には、クレルモンにある聖カシウス(Cassius) 聖堂の地下礼拝堂にある大きな石棺の中にアナスタシウスを生きたまま閉じ込め、証書を渡さなければ餓死させる、という行動に出た。

しかし、アナスタシウスは、神の加護を得て、石棺から、そしてまた入口が閉と頑丈な錠で戸締めされている地下礼拝堂から抜け出ることができた。アナスタシウスは家に戻って証書を探し出し、その証書をクロタール一世〔図1-4〕

に差し出し、カウテイウスの悪事を話した。

カウテイウスもクロタール一世のもとに来たが、「アナスタシウスが訴えた (accusante – accusare, anklagen) ことで打ち負かされ面目をつぶされ退散した」(Erster Bd., S. 208)。

そして、アナスタシウスは、「国王からウワクンデ〔原語は複数形で *praeceptiones*〕を受け取り、望んでいたとおり自分の財産を守り、そしてそれを子孫に遺した」(Erster Bd., S. 208)。

(8) 助祭ヴィギリウス…第四卷四三(五〇〇年代半ば後の話)

クロタール一世〔図1-4〕の息子のシギベルト一世 (Sigibert I. 在位五六年—五七五年の分国王〔図1-8])のもとで *Provence*〔プロヴァンス〕〔地図II-2, 14のアルル、マルセイユを含む地域圏〕のレクター (Rector – praefectus) 職²⁶⁾にあったアルビヌス (Albinus) に事件が持ち出される。

事件とは、*Marseille*〔マルセイユ〕〔地図II-14〕の港に停泊している外国船から「俗にオルカと呼ばれている壺で、七〇杯のオリブ油や液体」(I., S. 331) が盗まれたというもので、この件で、助祭ヴィギリウス (Vigilius) は、犯人が自分の使用人たちであること知る。また盗まれた物の所在も突き止める。しかし、ヴィギリウスは使用人たちをかばい、犯人であることを認めようとしなかった。

そこで、被害者である商人 (negotiator) は、アルビヌスのもとに行つて「事件 (causa)」を説明し、そして「助祭はかかる犯罪に巻き込まれているという理由で助祭を訴えた (causa exiit et archidiaconem in crimine fraudis huius mixtum accusat)」(Erster Bd., S. 258)。

訴えがあつた日はクリスマスで、助祭は司教による祭祀が慣例に従いとり行われるよう教会で段取りを進めていたの

であるが、訴えを聞いたアルビヌスは椅子からすぐに立ち上がって教会に行き、助祭を捕らえ、引き立て、手や足で殴ったり蹴ったりし、牢獄に放り込んだ。

「助祭が他の人びとと一緒に聖なる日を祝い、事件の訴えについては別の日に助祭を調べるべきことが、複数の保証人を立てることで、助祭に許されるように、*ut datus fideiusoribus diem sanctum archidiacono licet cum reliquis celebrare atque accusatio causae in posterum deberet audiri.*」(Erster Bd., S. 258) と同じ、司教やマルセイユの市民全での声も、アルビヌスには届かなかった。「アルビヌスは、四千ソリドゥスの賠償を命じる判決を助祭に下した(Quattuor milia solidorum archidiaconem condemnavit)」(Erster Bd., S. 258)。

ところで、この事件にはそのあとがある。レクトール職をアルビヌスに奪われたことで彼を憎むヨヴィヌス(Iovinus)はシギベルト一世のもとでアルビヌスを追及し非難する(*insequente - insequor*)。追及の自身は、「優れて聖なる祝典に対してアルビヌスは畏敬の念を持たず、主の祭壇の使い人ををかような日に捕らえることを敢行した(Sed nec de ipsa sacrosancta solemnia metum habuit, ut ministrum dominici tali in die aunderet adripere)」(Erster Bd., S. 258)の支払いを命じられている。アルビヌスは「四倍額の賠償(＝補償)金(*quadrupla satisfactio*)」(Erster Bd., S. 258)の支払いを命じられている。

(9) シギベルト一世の雇われ人アンダルキウス…第四卷四六(五〇〇年代半ば後の話)

ローマの元老院議員フェリックス(Felix)の奴隷で、文学、法律に通じ算術に優れていたアンダルキウス(Andarchius)は、推薦をする人があって、シギベルト一世[図1-8]の雇われ人となる。アンダルキウスはずい性格の人間であった。

アンダルキウスはシギベルト一世の使いでクレレルモン[地図II-9]を訪れた時、そこで知り合いになった市民ウル

スス (Ursus) の娘との結婚を望み、悪たくみをする。ウルススの不在中に家を訪れたのであろうか、ウルススの妻に、ウルススの書類箱の中に金貨一万六千を入れて置きました、あなたが結婚を許してくれたら、それはあなたの物になります、と話す。実際に入れたのは、金貨ではなく鎧であったとのことである。

ウルススの妻は金貨に目が眩んだのか、夫との相談もなく、二人の結婚を許してしまう。この許しがあつてのことであらうか、アンダルキウスはシギベルト一世のところに戻つたあと、アンダルキウスと娘を結婚させるように、との、国王の命令書 (praeceptio) を手に入れる。

ウルススとの間でそのあとどのようなやり取りがあつたのかは不明であるが、ウルススはこの結婚に反対したようである。そのためか、アンダルキウスは「その地の index」に国王命令書を提出し、自分は「[婚約を法的に有効なものとする] 贈物 (artha)」(Erster Bd., S. 262) をすでに渡している、と主張する。この贈物とは、金貨一万六千のことのようである。

ウルススは受け取っていない、と反論をする。アンダルキウスは、ウルススをシギベルト一世のもとに召喚する (arcessio vor Gericht ziehen, vordaden, anklagen) するを「その地の index」に要求する。「その地の index」の「その地」がどこかはわからない。

アンダルキウスは、さらに奸計をめぐらす。アンダルキウスは、Berny (地図 I-3) の王領に来た時、同名ではあるが別人のウルススである教会の祭壇の前に連れて来て、自分(「ウルスス」)があなたと自分の娘を結婚させないならば、自分はあなたに金貨一万六千を返還します、と聖遺物にかけて誓約させ、それを、証人たち (testes) に聴かせる。証人たちは、誓約者の顔などを見ることのできない場所で誓約を密かに聴かされたようである。

アンダルキウスは、別人のウルススのこの誓約を誓約書 (breve sacramentorum) にしてシギベルト一世に提出し、

ウルススが娘との結婚を認めるように命令すること、そしてウルススがそれを認めない場合には、自分が金貨一万六千を返還してもらうことで「この訴えを取り下げる (me ab hac causa removeam)」まで、ウルススの財産を自分のものにするのを許可することを、シギベルト一世に願ひ出る。この願ひは聞き届けられたようである。

アンダルキウスは、今は自分の持ち物になった、ウルススのかつての領地 ^{ヴェレ} *Verle*〔地図Ⅰ-27〕に行き、そこにある家の一つで今は自分の召使いとなった者たちに食事などの支度を命令する。しかし、召使いたちは新しい主人に従おうとしなかった。アンダルキウスは彼らを棒や鞭で叩いたので、多くの召使いは血を流した。怖れのため、召使いたちは食事などの世話をする。アンダルキウスは酒に酔いぐつすりと寝り込む。召使いたちはこの時とばかり家の扉に鍵をかけてアンダルキウスを閉じ込め、火を放ち殺害する。

こうしたことがあったあと、ウルススはシギベルト一世に贈物をし、アンダルキウスに奪われた財産を返してもらおう (I, S. 335ff, Erster Bd., S. 262, 265)。

(10) 助祭ベトルス…第五卷五(五〇〇年代半ば後の話)

^{ラングレル} *Langres*〔地図Ⅰ-11〕の教会の司教テタリクス (Tetricus) は、『歴史十卷』の著者グレゴリウスの大叔父であった。貧しい人びとから略奪などをした助祭ラムパディウス (Lampadius) の解任問題が起き、司教テタリクスは解任に賛成し、職も財産も失った助祭ラムパディウスの恨みを買う。

司教テタリクスが病気になるので、その後任の人事が進むが、最初に白羽の矢が立ったムンデリヒ (Munderich) は、シギベルト一世〔図Ⅰ-8〕と分国王グントラム (Guntram, Orleans ^{オルレアン})〔地図Ⅰ-16〕を本拠地とする分国王〔図Ⅰ-7〕、在位五六一年―五九二年〕の兄弟同士の対立に参与してラングルにいられなくなる。そのあと、グレゴリウ

スの兄弟の助祭ペトルス (Petrus) の推薦で、司教テタリクスの近縁にあたるシルベステル (Silvester) が司教職に就くことになるが、就任前に病を得て他界する。

この機をとらえて、司教テタリクスに恨みを持つ助祭ラムバディウスは助祭ペトルスを陥れようと、シルベステルは助祭ペトルスの策略で殺害されたという話をねつ造し、シルベステルの息子を味方につける。この息子は短絡的な性格であったようで、このねつ造話を信じて、助祭ペトルスを父親殺しの罪で訴える (impetens – impetere, anklagen, to impeach, to bring a charge against someone)。

さて他方ペトルスはこれを聞いて、私 (「グレゴリウス」) の母の叔父で聖なる司教ニケティウスの臨席のもとで行われる・そして Lyon (「地図Ⅱ-13」) で開廷することが取り決められている法廷 (placitum) ⁽²⁾ に出頭した。そしてそれから、助祭ペトルスは、司教シヤグリウス (Syagrius) や多くのほかの司教、聖職者たちが俗人の偉き人たちと共にそこに列席するなか、シルベステルの死には決して関与していない、と宣誓することによって雪冤した (Porro ille haec audiens, facto placito in praesentia sancti Niceti episcopi, avunculi matris meae, Lugduno dirigitur; et ibi, Siagrius episcopo coram adstante vel aliis sacerdotibus multis cum saecularium / principibus, se sacramento exiit, nunquam se in morte Silvestri mixtum fuisse) (Erster Bd., S. 288)。

しかしながら、それから二年ののち、シルベステルの息子は、道行く助祭ペトルスを槍で突き殺し、ヒルペリヒ一世 (Chilperich I. Soissons ^{ソワソン} 「地図Ⅰ-23」) を本拠地とする分国王 (「図Ⅰ-9」)、在位五六一年-五八四年) のもとに逃亡する。シルベステルの息子の財産は分国王グントラムによって没収される。

その後この息子は安住の地を得ることなくあちこちをさま迷うのだが、その途中で、罪なき人を切り殺してしまう。被害者の「最近親者たちはこの殺人に憤激し、集まり、刀を抜いてあちこちに切りつけ、バラバラにしてばら撒いた」(Erster Bd, S. 291)。

シルベステルの息子を唆した助祭ラムパディウスは、しばらくたつてからランゲルの司教に就任した正義の人ムンモルス (Mummolus) によって、数々の悪事の故に財産を剥奪され追放される (I, S. 369-377)。

(11) 司教ブレテクスタトウス…第五卷一八(五〇〇年代半ば後の話)

ヒルペリヒ一世〔図1-9〕の息子メロヴェク (Merovech) は、軍隊を率い^{ポワティエ} Poitiers〔地図1-18〕に行け、という父の命令に従わずトゥール〔地図1-25〕に行ったばかりか、そのあと^{ルーアン} Rouen〔地図1-21〕に行き、父の兄弟である今は亡きシギベルト一世〔図1-8〕の妻ブルンヒルデ (Brunichilde) と結婚をする。

激怒したヒルペリヒ一世はメロヴェクを連れ戻すためにソワソン〔地図1-23〕を離れルーアンに行くが、その隙に、ソワソンが攻撃される。敵を撃退したヒルペリヒ一世は、今回の攻撃の裏にはメロヴェクの企てがあるのではないかと疑い出し、メロヴェクを軟禁状態に置いたあと剃髪させ、^{ルマン} Le Mans〔地図1-12〕の聖Calais修道院に入れる。

ヒルペリヒ一世の疑惑は、ソワソンにいて攻撃を直接に受けた、彼の妻フレデグンデ (Fredegunde)、すなわち先に紹介したガクソットが「毒婦」と呼ぶ女性の疑惑でもあったようで、彼女はメロヴェクに対する警戒心を強めていく。ヒルペリヒ一世は多くの女性を妻としたが、メロヴェクは、前妻アウドヴェラ (Audovera) の子供の一人であった。

修道院に入れられたメロヴェクは、その後、トゥール〔地図1-25〕にある聖マルティヌス聖堂に逃げ込む。手引きをしたのはグントラムボソ (Gunthramm Boso) である。⁽²³⁾ ヒルペリヒ一世は、メロヴェクを聖堂から追放しなければ

トゥールを焼き払うと警告し、実行する。メロヴェクはルーアンにいる妻ブルンヒルデのもとに逃げる。

話がよくなるがらないのであるが、ここで、突然、ルーアンの司教ブレテクスタトゥス (Dietrichus) がヒルペリヒ一世からあれこれの濡れ衣を着せられ迫害される人物として登場する。ヒルペリヒ一世は、メロヴェクとブルンヒルデの仲を取りもったのはこの司教だと確信している。さらに、この司教は人びとに贈物をしてそれらの人びとを自分に背かせようとしている、という噂も耳にする。息子メロヴェクの妻ブルンヒルデの財産を預かっている、という事実も知る。

そこで、ヒルペリヒ一世は、司教ブレテクスタトゥスの罪を審理するために、司教裁判会議 (sacerdotalis audientia) の開催を要求したようである。開催場所は、パリの聖ペテロ (Petrus) 聖堂で、『歴史十卷』の著者グレゴリウスも司教の一人として列席している。司教ブレテクスタトゥスも出廷する。

ヒルペリヒ一世は、法廷で、司教ブレテクスタトゥスが教会法に違反した罪およびメロヴェクに味方して自分(「ヒルペリヒ一世」)を殺害させようと企てて人びとをお金で買収した罪で弾劾する。教会法に違反するとは、メロヴェクの叔母、すなわちメロヴェクの亡き叔父の妻とメロヴェクの婚姻は、教会法で禁じられている、「夫を亡くした父方の叔母」⁽²⁴⁾との婚姻にあたる、ということのようである。

司教ブレテクスタトゥスは、ヒルペリヒ一世の主張する事実を否認する。そのあと、ヒルペリヒ一世が用意したらしいでっちあげの証人たち (falsi testis - falsi testes) が出てきて、値打ちのある物を法廷に提出し、それは、メロヴェクに忠誠を誓う代償として司教ブレテクスタトゥスからもらった物だ、と証言する。それに対して、司教ブレテクスタトゥスは、それを与えたのは事実だが、しかし、それは、これら証人たちが自分にくれたあれこれの贈物へのお礼、お返しである、と反論する。

双方の主張が真つ向から対立するなかで、法廷は回を重ねる。その間、司教たちに立場の違いが出てきて、ヒルペリヒ一世やその妻フレデグンデに対して毅然とした態度をとることを主張する者たち、彼らを恐れ沈黙する者たち、彼らに追従する者たちに割れていく。

第一の立場に立つ司教の一人がグレゴリウスで、グレゴリウスがその立場から仲間内でヒルペリヒ一世には理が無いという意見を述べると、それはたちまちのうちに、追従派によってヒルペリヒ一世に伝えられる。ヒルペリヒ一世はグレゴリウスを呼び出し、トゥールの市民たちの前でグレゴリウスの非を糾弾するぞ、と脅しをかける。それに対して、グレゴリウスは、ヒルペリヒ一世を諭して、法律 (lex) と教会の諸法規 (canones) を手に取ってそれらをしっかりと調べなさい、それらが規定していることをあなたが遵守しないならば、神の審判 (Dei iudicium) があなたにたちどころに下る、と述べる。

ヒルペリヒ一世の妻フレデグンデはグレゴリウスへ使いを遣り、司教ブレテクスタトゥスを非難し有罪にしてくれるならば銀で二百ポンドを与える、また、ほかの司教は全て自分に従うことを約束してくれている、と伝える。グレゴリウスは、例え千ポンドの金や銀が積まれても、私は神が自分になすべく命じること以外は何もしないし、また、ほかの人たちが教会の諸法規に従い決定したことは賛成するつもりである、と言って、使いを帰す。そうすると、翌日、フレデグンデの意を受けて司教たちがやって来て、翻意を促す。ヒルペリヒ一世の妻が司教ブレテクスタトゥス迫害に積極的に関与していたことがここからわかる。

開廷日としては二度目であろうか、ヒルペリヒ一世は法廷で司教ブレテクスタトゥスを盗みの咎で弾劾する。ヒルペリヒ一世は、司教ブレテクスタトゥスが盗んだとされる三千ソリドウス相当のものが入っている袋と二千ソリドウスに相当するものが入っている袋を開廷日の三日前に司教たちに見せていた。

司教ブレテクスタトゥスは、反論をして、それら二つの袋はブルンヒルデから預かっていた品物が入っているもので、ブルンヒルデにまだ返還ができずに手元に残っていた袋である・袋は四つあったが、それぞれの袋は重く、ブルンヒルデの召使いに持たせることができたのはまずは一袋で、次に召使いが来た時に二袋目を渡した・返還を求めてきたのはブルンヒルデである・返還に際してはその度毎に、したがってこれまで二度事前にヒルペリヒ一世に判断を仰ぎ、もめ事にならないために返えすのがよい、との助言をヒルペリヒ一世からもらっている・だからヒルペリヒ一世が言う二つの袋は盗んだものではなくて、預かって保管していたものの残りである、と主張する。

ヒルペリヒ一世は、保管していたものであるというのであれば、なぜ袋の一つの紐を解いて、その中にあった品物を、自分〔「ヒルペリヒ一世」を王国から追放しようとしている者たちに与えたのか、とさらに追及する。

司教ブレテクスタトゥスは、反論をして、洗礼盤の湯から私が取り上げた、私の息子のメロヴェク〔メロヴェクの司牧者だ、ということ司教ブレテクスタトゥスはここで主張している〕の財産を、私は私の財産のように扱っていたので、そこから、先ほど述べたように、自分に贈物をしてくれた人びとに返礼をしたのだ、と主張する。司教ブレテクスタトゥスはこう主張することで何を言おうとしているのであろうか。返礼のための贈物の出処はブルンヒルデから預かっていた袋ではない、ということであろうか。メロヴェクの財産と問題の袋との関係が、よく理解できない。

閉廷後、ヒルペリヒ一世は、司教たちの中の追従派の教人を呼び寄せて、自分の主張が司教ブレテクスタトゥスの反論によって打ち負かされたこと、司教ブレテクスタトゥスの言うことは正しいこと、このままでは妻フレデグンデの望みをかなえてやるができないことを告白し、司教ブレテクスタトゥスのところへ行き、自分〔「ヒルペリヒ一世」の言い分を認めるなら、司教たち皆々で、司教ブレテクスタトゥスに許しを与えるように乞うがどうか、と言いくるめるように指示する。ヒルペリヒ一世は信仰心の厚い寛容な人だから許しを与えることは間違いない、そうすれば、ヒル

ペリヒ一世やその妻との争いという重圧から晴れて解放されて楽になれる、と、司教プレテクスタトゥスをそそのかす策略を、ヒルペリヒ一世はめぐらせたようである。

司教プレテクスタトゥスの気持ちはくじけたようで、ヒルペリヒ一世の使いの司教たちの話に乗ってしまい、三度目の法廷であろうか、ヒルペリヒ一世も出廷し、いくばくかのやり取りがあったあと、司教プレテクスタトゥスはひれ伏してヒルペリヒ一世の主張を全面的に認め、ヒルペリヒ一世を殺害シメロヴェクを王座に就けることを企んでいた、と自白する。

閉廷後、ヒルペリヒ一世は、何はともあれ、司教プレテクスタトゥスが「キリスト者の共同体に永久に参加することができない判決が司教プレテクスタトゥスに下される (……aut certe iudicium contra eum scriberetur, ne in perpetuo communicaret)」(Erster Bd., S. 320) ことを、殺人や姦通、偽宣誓に対する教会法の諸規定を根拠に要求する。グレゴリウスは、教会の諸法規に反する無理強いは何一つしない、というヒルペリヒ一世がしていた約束を盾に、この要求を拒否する。

『歴史十卷』第七卷一六によると、司教裁判会議に列席した司教たちは四五人で、これら「司教たちによって司教プレテクスタトゥスには悔い改めの判決が下されたが、しかし司教職を解任されることは決してなかった (……e. paenitentiam indictam a sacerdotibus, non tamen eum prorsus ab episcopatum remotum)」(Zweiter Bd., S. 111) ようである。

『歴史十卷』第五卷一八に戻ると、そのあと、司教プレテクスタトゥスは司教たちの目の前でヒルペリヒ一世の手の者によって捕らえられ、牢に入れられ、夜中に脱出を図るも見つかり鞭で激しく打たれたあと、海に浮かぶ島に流される (I., S. 385-415)。

『歴史十卷』第六卷四五によると、ヒルペリヒ一世は狩りを終えて帰宅し馬から降りようと片方の手を召使いの肩に掛けた隙をつかれ、ある人物に襲われ殺害される (II, s. 105)。その人物として疑われたのはエベルルフ (Eberulf) のようである。トゥールの聖マルティヌス聖堂に逃げ込んでいたエベルルフは、分国王グントラム〔系図⑦〕が送った刺客クラウディウス (Claudius) によって殺される。そのクラウディウスもエベルルフの召使いたちから報復され、殺害される (II, s. 538; 159)。

ヒルペリヒ一世の死後、ルーアンの市民たちは司教プレテクスタトゥスを呼び戻す。今は寡婦となったフレデグンデの身にも様々なことが起きるが、それはともかくとして、フレデグンデは司教プレテクスタトゥスを冷たく迎える。

司教プレテクスタトゥスは、身に降りかかった事件について調べるように、ヒルペリヒ一世の兄弟である分国王グントラムに願ひ出る。司教は分国王グントラムに食事に招待されたあと、ルーアンに帰る (II, s. 141)。

フレデグンデがルーアンに来ることがあり、その際、フレデグンデは司教プレテクスタトゥスを、将来再び追放があるだろう、と威嚇する。司教は、悔い改めなければ地獄に落ちるとフレデグンデに切り返す。腹を立てたフレデグンデは、復活祭の勤めを教会でしている司教プレテクスタトゥスに刺客を送り殺害させる (II, s. 259)。

フレデグンデが司教プレテクスタトゥスを殺害させたという噂は全国に広がる。そこで、フレデグンデは自分に向けられた矛先をかわすために、召使いに責任をなすりつけ、司教プレテクスタトゥスの甥に引き渡す。召使いはそこで拷問にかけられ、司教プレテクスタトゥスを殺害する見返りに、フレデグンデから百ソリドウス、司教メランティウス (Melantius) から五〇ソリドウス、助祭から五〇ソリドウスを受け取ったことなどを暴露する。司教プレテクスタトゥスの甥はこの召使いを切り殺す (II, s. 277)。しかし、司教メランティウスについては、フレデグンデの後ろ盾でその身に何の変化も起きなかった。

ちなみに、メロヴェクであるが、策略にはまってヒルペリヒ一世に追い詰められ、自分の臣下に命じて自分を殺害させ、命を絶つ (I, S. 415)。司教プレテクスタトゥスが殺される以前のことである。

(12) 伯ナンティヌス・第五卷三六 (五〇〇年代半ば後の話)

ナンティヌス (Nanthinus) の叔父で、^{アングレーム} Angoulême [地図Ⅱ-1] の伯であったマラカール (Marachar) は伯の職務を終えてから司教となり教会のために熱心に尽くすが、司教になってから七年目に司教職を狙うフロントニウス (Frontinus) の手の者によって毒殺される。しかし、この悪事 (scelus) を企んだフロントニウスは司教になって一年目に死ぬが、それは、マラカール殺害に対して罰が下されないうままでいることを、神の慈悲は長くは辛抱せず、神の審判が率先して行われた (percurrente iudicio Dei) からである (I, S. 447; Erster Bd., S. 346)。

ナンティヌスはやがてアングレームの伯になるが、叔父が殺害された事件の解明に乗り出し、神の審判が下った司教フロントニウスのあとの司教ヘラクリウス (Heracilus) が叔父殺害の関係者に寛大であるとしてこの司教に反感を強める。多くの俗人を殺害しもある。さらに一人の聖職者を捕らえて縛り、槍で刺し、そしてその聖職者がまだ生きているとわかると後ろ手に縛り柱に吊るして叔父殺害に関与していないかを自白させよとした。聖職者は否認するが、出血が原因で死んでしまう。

叔父が「死後遺贈証書を作成して (testamento scripto)」教会に遺した財産については、教会関係者が叔父を殺害した以上それを教会は所有できないのだ、として暴力で奪還し始める (Erster Bd., S. 346)。

司教ヘラクリウスはナンティヌスを教会の門から閉めだす決定をする。ナンティヌスは、^{サント} Santes [地図Ⅱ-22] に司教たちが集まった際に、奪還した財産の返却と司教への従順を誓うので、「司教が決定した報復的制裁を解除するこ

と (pax episcopj)』⁽²⁵⁾を認めてほしい、と懇願する。ナンティヌスは、集まった司教たちが間を取りもつてくれることを期待して、司教ヘラクリウスに仲直りを申し出たのである。

司教ヘラクリウスの同僚の司教たちはナンティヌスの願いを入れて協議をしたようである。その結果、「司教ヘラクリウスは、同僚の司教たちの意向に従うことに決めて、ナンティヌスが懇願したこと全てを聞き届けた (At ille fratrum iussionibus obaudire procurans, cuncta quae petebantur indulsit)』 (Erster Bd., S. 349)、『そして、虐待を加えられて他界した先の聖職者の件は、全能の神の手に委ねることにした。

ところがナンティヌスは再び暴力を振るい、教会に返還していた財産である家々を荒らし、破壊する。司教ヘラクリウスは、ナンティヌスを「キリスト者の共同体から排除した」が、しかし、司教ヘラクリウスの寿命は尽きる。そのあと、ナンティヌスは賄賂を贈り、へつらうことで、再び許される。しかし、病を得て、身体が真っ黒になる。そのあと、ナンティヌスは、死の直前、高熱の中でうわごとを言う。

「お悲しい、ああ悲しいかな！ 司教ヘラクリウスによって焼かれ、苦しみを与えられ、法廷に召喚されるとは (ad illo ad iudicium vocor)。私は私の罪を認めます。私は、罪のない司教ヘラクリウスに危害を加えたことはわかっています。私は、死ぬことで、これらの拷問具で長く、もつと長く責め苛まれずに済むよう、死を切に願います」 (Erster Bd., S. 348, 349)。

人びとは、ナンティヌスの真っ黒な亡骸を見て、それは、ナンティヌスに、「神によって送られた罰 (ultio)』 (Erster Bd., S. 348) の印を受け取った (I., S. 448-449)。

(13) 『歴史十卷』の著者グレゴリウス…第五卷四九(五〇〇年代半ば後の話)

トウル〔地図Ⅰ-25〕の伯レウダスト (Teudast) のあれこれの悪行がヒルペリヒ一世〔図Ⅰ-9〕に伝わる。ヒルペリヒ一世はそのことで使者を派遣するが、使者の到着後、グレゴリウスが関与して、レウダストは解任され、別の人物が伯に選ばれる。

この時から、レウダストはグレゴリウスを憎み、事あるごとに、ヒルペリヒ一世の面前などであれこれの話をねつ造してグレゴリウスを誹謗中傷する。ねつ造話の一つが、^{ボルドー}Bordeaux〔地図Ⅱ-5〕の司教ベルトラム (Bertrann) はヒルペリヒ一世の妻フレデグンデと罪を犯した、とグレゴリウスが言った、というものである。

グレゴリウスは本当にそのようなことを人に話したのか。それを審理するために、ベルトラム、グレゴリウス等司教たちが、ある時、^{ペルニ}Berry-^{リヴェール}Riviere〔地図Ⅰ-3〕の宮廷にヒルペリヒ一世によって召集される。ヒルペリヒ一世も到着し、審理が始まる。司教ベルトラムはグレゴリウスを詰問する。グレゴリウスは、話の出処は自分ではない、と反論する。原告は司教ベルトラム、被告はグレゴリウスという構図である。

審理は地域の人びと (populus) も参加する集会の形式で進められるが、人びとは、グレゴリウスは奴隷相手のことであつてもそのようなこと言つて人を辱しめる人間ではない、なぜ王はグレゴリウスを追及するのか、と不平を述べる。

ヒルペリヒ一世は、私の妻に対する辱めは私に対する辱めでもあるからだ、と答えた上で、ここにグレゴリウスにとって不利益な証人たちがいるので、もし人びとが、それらの証人を尋問することは正しいことだ、と考えるのならばそうするし、グレゴリウスの今の反論は信頼できる、と人びとが言うのであれば、証人たちを尋問することはしない、どちらであれ人びとが決めたことに自分は従う、と述べる。

そして、「その時、人びとは皆で一緒に言つた。『グレゴリウスに不利益な、グレゴリウスよりも身分の低い者を信頼

することはできない』。グレゴリウスはこの事件に対して「自分を」防御するものとし、三か所の祭壇でミサをあげて
して宣誓することでの訴えから自分を雪冤する (Tunc cunctis dicentibus: "Non potest persona inferior super
sacerdotem credi", restitit ad hoc causa, ut, dictis missis in tribus altaribus, me de his verbis exuerem sacramento)』⁽⁸²⁾
と (Erster Bd., S. 376)。

グレゴリウスは三か所の祭壇でミサをし、宣誓をして自らを雪冤する。グレゴリウスは、「それらのことは教会の諸
法規に違反するにもかかわらず、しかし、国王のために行われた (Et licet canonibus essent contraria, pro causa
tamen regis impleta sunt)』 (Erster Bd., S. 376) と述べている (I, S. 485)。

(14) 修道僧エパルクウス…第六卷八(五七〇年以後の話)

アングレーム〔地図II-1〕に小屋を建て、何人かの修道士と一緒に住むエパルクウス (Eparchius) は、窃盗など
の犯罪人を処罰せず許すように、いつも *index* に頼んでいた。エパルクウスが語る言葉は人を動かさずにはおかない力
をもっていた。

ある日、一人の男が窃盗の罪で絞首にされると聞いたエパルクウスは修道士を送り、命乞いをさせた。しかし、その
罪人は数多くの悪事をした、とその地方の住民たちが考えている男で、住民たちは、*index* がもしその男を放免するな
らばただではおかない、と叫ぶ。その罪人は架台に縛り付けられ、鞭と棍棒で叩かれ、「絞首の判決を下される (patibulo
condemnatur)』 (Zweiter Bd., S. 22)。

これを聞いたエパルクウスは、*index* を呼び出して、いつもは願いを聞き届けてくれていたのになぜ今回はそうなら
なかったのかを尋ね、訳を聞いたあと、*index* が聞き届けてくれなかった願いを神が聞き届けて下さったと言って、絞

首にされたその罪人を生き返らせる奇蹟を起す (I, S.29)⁽²⁸⁾。

(15) praefectus ムンモルス：第六卷三五（五七〇年以後の話）

五八〇年頃のことであるか、ヒルペリヒ一世〔図1-9〕と妻フレデグンデとの間に子供テウデリヒ (Theuderich) が生まれる。ヒルペリヒ一世は子供たちを多く失っているので大変に喜び、囚人たちを自由の身にしたたり、罰金 (compositio) を国庫に納めていない者たちにはその支払いを免除した (I, S. 51-53)。しかし、その子供は赤痢に罹り一歳で死亡してしまふ (I, S. 75)。

フレデグンデの耳に、息子テウデリヒが死んだのは魔術 (maleficium) と呪文 (incantation) のせいだ、そのことに、フレデグンデを嫌っている praefectus のムンモルス (Mummolus) が関与している、という噂が届く。フレデグンデは、この噂に関係して、パリ市内の女たちを捕らえて拷問にかけ、魔女であることや、ムンモルスの命を守るためにテウデリヒを犠牲にしたことを自白させる。この女性たちの中のある者は絞殺され、ある者は焼かれ、ある者は骨を砕かれるなどした。

フレデグンデはヒルペリヒ一世に事の次第を話す。ムンモルスは連れて来られ、尋問され、鎖につながれ、拷問され、杭に後ろ手で縛られた。しかし自白しない。ただ、ヒルペリヒ一世とフレデグンデに迎合するかのようには、魔女たちから軟膏や魔法の飲み物を受け取っていたことを認める。

ムンモルスは杭から解き放たれた時、刑吏を呼んで、拷問で何の痛みも感じなかった、と告げる。ヒルペリヒ一世はそれを聞いて、それこそが、ムンモルスが魔女だ、⁽³⁰⁾ ということなのだと言って、刑吏が疲れ果てるほどの責め苦にかけ、足や手の爪に短い棒を打ち込ませる。

そして、さあいよいよ斬首される、となった時に、なぜかフレデグンデが命乞いをし許されるが、財産は没収され、生まれ故郷のポルドー〔地図Ⅱ-5〕へ荷車で運ばれるという恥辱を受けるなかで死亡する (II, s. 78-79)。

(16) オルレアンの人びと・第七卷二(五八〇年過ぎの話)

ヒルペリヒ一世が五八四年に他界したあと、^{オルレアン}Orléans〔地図Ⅰ-16〕の人びとはそこから南東へ六〇kmほどの所にある^{プロワ}Blais〔地図Ⅰ-4〕の人びとと一緒にあって、オルレアンの北西五〇kmほどの所にある^{シャトーダン}Châteaudun〔地図Ⅰ-8〕の人びとを不意打ちし、家々や収穫物を焼き払い、家畜などを略奪した。シャトーダンの人びとは、同様にオルレアンの人びとに襲撃されたからなのか、シャトーダンから北へ五〇kmほどの所の^{シャルトル}Chartres〔地図Ⅰ-7〕の人びとと一緒にあって相手方の地で報復する。双方の争いは激しさを増し、オルレアンの人びとは武器を使い、^{いくさ}戦争 (bella) のような状況になった。

そこで、「伯たちが間に入り、裁判集会 (audientia) が開催されるまで、すなわちこの先の裁判集会 (iudicium) が行われる日まで、敵対行為の停止 (pax) がなされること・相手方に対し不当に激情的になった方は、裁判当局 (iusticia) が仲介し、賠償金を支払うことになった。かくして人びとは戦争を差し控えた (intercedentibus comitibus, pax usque in audientia data est, scilicet ut in die, quo iudicium erat futurum, pars, quae contra partem iniuste exarserat, iusticia mediante, componerit. Et sic a bello cessatum est.)」(Zweiter Bd., S. 96)。⁽³⁵⁾

(17) 悪人アヴス・第七卷三(五八〇年過ぎの話)

アヴス (Avus) というあだ名の男で、^{ポアチエ}Poitiers〔地図Ⅰ-18〕地方で数多くの悪事 (scelus) を重ねたヴィダスト (Vidast)

は、サクソン人のクルデリヒ (Chulderich) と、ある所で言い争いになるが、その時、クルデリヒの召使いに槍で刺殺される。

『歴史十卷』の著者グレゴリウスに言わせると、アヴスの死は、多くの無辜の血を流した人殺しに対する神の報復と言えるものであるが、しかし、クルデリヒはアヴスの息子にこの件で賠償金を支払っている (II, s. 121)。

(18) ユダヤ人アルメンタリウス：第七卷二三 (五八〇年過ぎの話)

ユダヤ人のアルメンタリウス (Armenarius) は、前の vicarius のインユリオスス (Injuriusus) と前の伯エウノミウス (Eunomius) に、彼ら二人が交付した「保証ウワクンデ」に記載されていること」の履行を求めて (ad exegendas cautionis) (Zweiter Bd, S. 118) 一人のユダヤ教信徒と二人のキリスト教徒と一緒にトゥール「地図 I—25」にやってくる。保証の本身は公課 (tributum publicum) に関係しているので、インユリオススたちは、何らかの事情でお金が必要になり、未納付の税を徴収しそれで返却するとの保証を与えてアルメンタリウスから借金をしたのではないかと推測されている (II, s. 537)。

家に来てくれれば全額を支払い贈物もする、と言うので、アルメンタリウスはインユリオススの家を訪ねるのだが、インユリオススの家の者たちによって、もう一人のユダヤ人、二人のキリスト教徒と一緒に殺害され、井戸に投げ込まれてしまう。

事件の噂を聞いたアルメンタリウスの親戚の者たちがトゥールに来て、死体を見つけ井戸の中から引き揚げる。しかし、インユリオススはこの事件への関与を完全否定する。

アルメンタリウスの親戚の者たちが訴えたのであるうか、その後、インユリオススは出廷する (Post haec in iudicio

venti)。「しかし、私たちがすでに述べたのと一緒で、インユリオスは強固に完全否認したし、インユリオスに責めを負わせることができるようなものを何一つ親戚の者たちは持っていなかったで、インユリオスは宣誓によって自分を無罪にするようにとの判決が出された (sed cum fortiter, ut diximus, denegaret et hui non haberent, qualiter eum convincere possint, indicatum est, ut se insontem redderet sacramento)」(Zweiter Bd., S. 120)。

「しかし、インユリオスたちはこの判決に納得せずに、ヒルデベルト二世 (Childebert II., Reims / Metz, Orléans を本拠地とする分国王 [図 1-11]。シギベルト一世の息子) の座す裁判会議 (placium) に訴え出た (Sed nec hoc his adquiscentibus, placium in regis Childeberthi praesentiam posuerunt)」(Zweiter Bd., S. 120)。^{ランス}殺害されたユダヤ人の親戚たちは、問題の「保証ウワクンデ」などを見つけ出すことはできなかった。このユダヤ人からお金を借りていた別の人間がこの殺人に関与しているのではないか、という噂も流れた。

インユリオスは国王の裁判会議 (placium) に出廷した。「そして、三日間、日没まで法廷にいた。しかし、アルメンタリオスの親戚の者たちは来なかったし、誰からも訴えられなかった。そこで家に戻った (et per triduum usque occasum solis observavit. Sed cum hui non venissent neque de causa ab ullo interpellatus fuisset, ad propria rediit)」(Zweiter Bd., S. 120)。

(19) 商人クリストフォルウス：第七卷四五 (五八〇年過ぎの話)

商人のクリストフォルウス (Christophorus) は、ブドウ酒の買い出しのためにオルレアン [地図 1-16] へ行き、ブドウ酒を船に運んだあと、義父から受け取った大金を持って馬に乗り、サクソン人である二人の召使いと一緒に道を進んでいたが、この二人の召使いは主人を嫌っていた。しばしばひどく鞭で打たれたからである。主人のもとを逃げ出

したこともあった。

一行が森に来た時、召使いたちは主人を殺害し、お金を奪って逃げる。殺されたクリストフォルウスの兄弟は埋葬をすませたあと、加害者の二人を手の者に追わせ、一人だけを捕まえることができた。この一人は、トゥール〔地図I-25〕に連行され、種々の拷問にかけられ、切断され、絞首台にさらされた(II, S. 196)。

(20) トゥール市民シカル…第七卷四七…第九卷一九(五八五年—五八八年の話)

シカル (Sichar) をめぐる話は『歴史十卷』の中では最もよく知られているもので、研究も多い。グレゴリウスは、以下紹介する私闘を *bella civilia* 「市民たちの喧嘩」; 市民たちの戦争と訳すべきか; *Zweiter Bd. S. 152*⁽³³⁾、と呼んでいる。

トゥール〔地図I-25〕のある村の司祭がクリスマスの祝賀のために自宅に幾人かの人を招待しようとして召使いを行かせる。ところが、アウストレギシル (*Austragsil*) は司祭のそうした使いで来た召使いをなぜか殺害する。これを知った、司祭と親しかったシカルは報復のために武装して、アウストレギシルを教会で待つ。このことを察知したのか、アウストレギシルの方も武装をする。両者とその手の者たちは衝突する。シカルの方が悪くなり、シカルは司祭の家に金や銀、その他の品物と手の者四人を残したまま逃げるのだが、アウストレギシルはその四人を殺し、金銀などの品物を奪う。シカルの金や銀などがなぜ司祭の家にあったのかは書かれていない。

「両者は、そのあと、市民たちの裁判集会で会う (*Dehinc cum in iudicio civium convenissent*)」; アウストレギシルはそこで、シカルの手の者たちを殺害し、裁判集会 (*audientia*) を経ずに金銀などの品物を自分のものにしたことで、「法定の罰〔を科す〕」の有罪判決が下され (*censura legali condemnaretur*)、そして契約が結ばれ (*initio placito*)」
(*Zweiter Bd., S. 154*)⁽³⁴⁾。

しかし、その数日後、アウストレギシルに奪われた品々を、アウノ (Auno) やアウノの息子、アウノの兄弟エベルフ (Eberulf) が保管していると聞いたシカルは、契約をないがしろにして、夜、武装して彼らを襲撃し、アウノ、アウノの兄弟、奴隷たちを殺害し、家畜などの財産を奪う。アウノとアウストレギシルの関係はよくわからない。

『歴史十卷』の著者グレゴリウスたちは事態を憂慮し、indexと連携し、使いを両当事者のもとへ送って出頭させ、そこで、グレゴリウスは言う。「願わくば、平和を求めよ…神ご自身がお認めになって、神の国に受け入れるに相応しいとお決めになる、平和を渴望する子供たちのように、神の深い慈悲が変わりなくその者の下にあるように、悪をなせる者は償いをしなさい。……。それ見よ！責めの帰せられる者が資力に欠けるならば、教会の銀で補填されるのである…その間、人の命が失われてはいけな。」(Zweiter Bd., S. 154)。

今回の被害者アウノの側の、出頭に応じた当事者は、アウノの子供のクラムネシント (Chramnesind) たちであった。彼らは、そもそも、父たちの死に対する補償〔＝賠償〕を求めていたのであるが、なぜか、グレゴリウスが差し出した、教会の銀の受け取りを拒んだ。考えを変えて、力で報復をすることにした、ということなのだろうか。両当事者は、「市民の裁判集会」をあとにする。

シカルはこの件でヒルデベルト二世 (図1-11) を訪れるために旅の準備にかかるが、そこで、自分の奴隷と暴力沙汰になり、傷を負う。この事件が、シカルは死んだ、という噂の原因になったのであるうか、噂を聞いてシカルは死んだと思ひ込んだクラムネシントは親戚たちと一緒にシカルの家を襲い、火を放ち、殺し、略奪する。

両当事者は、indexたちによって再び市の裁判集会に召喚され、クラムネシントは以前受け取りを拒んだ賠償金 (compositio) の半分を失い、シカルは残りの半分を支払うようにとの判決が出される (inventum est)。グレゴリウスは、クラムネシントに対するこの判決は法に反する (contra legis) ものだが、和を結ぶ (pacifcus - Frieden schließend)

が再度実現されるためにそうしたのだ、と説明している (Zweiter Bd., S. 156; II., S. 195-199)。

このあと、なぜか両当事者は大変親しくなるのだが、しかし、対立が再燃する。シカルはクラムネシントの家に招待され、酒の勢いもあって、クラムネシントに悪態をつき、自分が払った賠償金で大金持ちになったのだから、クラムネシントの父親等を自分が殺害したことに感謝すべきだなどと言ってしまう。クラムネシントは、ここまで言われて報復をしなければ名折れである、と考え、シカルを殺害する。

そのあと、クラムネシントはヒルデベルト二世のところに行き、命乞いをする。ヒルデベルト二世のもとに身を寄せているブルンヒルデは、シカルの保護者であったので、クラムネシントに厳しい態度をとる。あれこれのことがあってから、クラムネシントはもう一度ヒルデベルト二世のもとに行くが、そこで、クラムネシントは、「シカルがクラムネシントを襲ったので、クラムネシントはシカルを殺害したのであると判決された (indicatumque est ei, ut convinceret super se eum interfecisse)」 (Zweiter Bd., S. 258)。つまり、正当防衛のための殺人なので無罪、と認めてあげた。

ブルンヒルデはクラムネシントの財産を没収するなどの行為に出るが、しかしながら、「クラムネシントは何人によっても侵害されてはならない」と書かれた、アギヌス (Agnus) の手紙をクラムネシントはもらい、没収された財産を返却される (Zweiter Bd., S. 258, 259; II., S. 327)。アギヌスについては、duxであるとか、地名だという理解もあるようだ (II., S. 560)。⁶⁾

(2) 修道院長ダグルフ・第八卷一九(五八〇年過ぎの話)

修道院長ダグルフ (Dagulf) は身持ちが悪く、隣人の妻と肉体関係を結び、その妻の夫を殺そうと機会を窺うような人物であった。ダグルフはある日、その妻の夫から自分の妻に近づいたら懲らしめる (puniretur - punire; Zweiter

Bd., S. 186)、と警告されるが、懲りずに、そのあとその女性と一つの寢床にいる時、夫は二人を両刃の剣⁽³⁶⁾で殺害する。グレゴリウスは、この件で、教会の法規を守るよう呼びかけている (II, S. 238-239)。

(22) 二人の聖職者…第八卷二九(五八〇年過ぎの話)

故ヒルペリヒ一世〔図1-9〕の妻フレデグンデは、自分の敵であると考えているブルンヒルデ(ヒルデベルト二世〔図1-11〕の母でシギベルト一世〔図1-8〕の妻)を自分の前にひれ伏させるために、ブルンヒルデを保護しているヒルデベルト二世の暗殺を企み、毒を塗った二本の短刀を持たせて二人の聖職者を物乞いに仕立てて送る。ヒルデベルト二世暗殺が難しければ、ブルンヒルデを殺せ、と命令する。

二人の聖職者はソワソン〔地図1-23〕でduxのラウキング(Rauching)に捕らえられ、計画を自白させられる。フレデグンデはそれとは知らず、首尾を知りたくて、様子を探るために召使いを送る。しかし、その召使いも捕らえられ、二名の聖職者と一緒にヒルデベルト二世のもとに送られ、拷問にかけられ、手、耳、鼻を切り取られ、殺される (II, S. 251)。

(23) 悪人ペラギウス…第八卷四〇(五八〇年過ぎの話)

奸計にたけたペラギウス(Pelagius)とていう名前の男がトゥール〔地図1-25〕において、分国王の種馬の監視役であったためか、相手がindexであっても恐れることはなかった。そのために、盗みや略奪などの悪事をした放題していた。『歴史十卷』の著者グレゴリウスはしばしばペラギウスを呼び出して悪事を止めるよう諭すが聞き入れない。グレゴリウスを逆に逆恨みし、教会の聖職者たちを襲った。

ある日、ある食べ物が入った、グレゴリウスたち用の壺が運ばれている途中で、ペラギウスはその壺を奪った。そのため、グレゴリウスは、ペラギウスを「キリスト者の共同体」から追放した。ところが、「ペラギウスは二人の人物びとを選び、この悪事〔を〕してはいないこと」を偽宣誓〔して雪冤〕するためやって来た (At ille, electis duodecem viris, ut hoc scelus periraret, adventi) (Zweiter Bd., S. 218)。

理由がわからないのであるが、グレゴリウスや市民たちは二人の者たちが宣誓することを拒み、ペラギウスだけが宣誓することを強く求める。結局、ペラギウスだけが宣誓をし、「キリスト者の共同体」からの追放が解かれる。

そのあとも、ペラギウスは自分の牧草地と境を接する修道女たちの牧草地を荒らすことをした。その三日後、ペラギウスは熱病で死ぬ。問題の壺はペラギウスの倉庫から見つかる。ペラギウス自身が聖マルティヌス聖堂に生前に用意していた墓は破壊されていた。そこで、聖堂の玄関に葬られる。グレゴリウスは、ペラギウスの死を、マリアが、偽宣誓に対して与えた罰だ、という趣旨のことを述べている (II, S. 275-277)。

(24) dux アマロ：第九卷二七 (五八〇年過ぎの話)

dux であるアマロ (Analo) は、妻の不在中に自由人の娘に一目惚れし、召使いをやって無理やりに連れて来させる。召使いやアマロは、抵抗する娘に暴力を加えた。アマロに手籠めにされた娘は剣を見つけ、眠り込んでいるアマロに瀕死の重傷を負わせる。

アマロの叫び声を聞き駆けつけた召使いたちが娘を殺そうとするが、アマロは、娘に無理強いをした自分に非がある、娘は純潔を守ろうとしただけなのだから殺してはならない、と言って息を引き取る。

アマロの家の者が悲しんでいる最中に、娘は Chalon (シャロン) [地図 I-6] にある聖マルケルス (Marcellus) 聖堂に逃げ

込み、そのあと、ヒルデベルト二世に事のいきさつを話す機会を得る。ヒルデベルト二世は、「助命した」その上に、この娘がヒルデベルトの保護のもとに置かれ、何時如何なる時であれかの死者のいずれの近親者によっても危害を加えられないように、国王ウワクンデを与えることを命じた (*verum etiam praeceptionem tribui iussit, ut, in verbo suo posita, a nullo unquam parentum defuncti filius in aliquo molestiam patiretur*)」(Zweiter Bd., S. 276)。

(25) シギベルト一世の孫娘ベルテグンデ・第九卷三三(五八〇年過ぎの話)

シギベルト一世と側室との間の娘インゴトルデ (*Ingotrude*) とそのインゴトルデの娘ベルテグンデ (*Berthegunde*) は長く諍いを続けていた。この諍いに巻き込まれていたのが、インゴトルデには息子でベルテグンデには兄の司教ベルトラム (*Bertram*、ボルドー〔地図Ⅱ-5〕の司教) やまたベルテグンデの夫であった。

その諍いの最中に司教ベルトラムが死亡するのだが、そのために、争い事がもう一つ増える。相続争いである。母には夫、娘には父親である人物はすでに他界しているのだが、その遺産全てに対して相続資格を持つのはサリカ法典の規定により司教ベルトラムであった。「[第五九章第一法文] 誰かが死して子息を (*filios*) 遺さざりし場合、彼の母がなほ生存するときは、彼女が相續財産を承継すべし」⁽³⁷⁾。

司教ベルトラムがすでに他界している父親の遺産を実際に相続し管理していたのかどうかはわからないが、しかし、サリカ法典の規定に従えば、彼以外の誰も遺産に対して発言権を持っていないことは確かである。司教ベルトラムはインゴトルデには息子、ベルテグンデには兄である。そのベルトラムが「子息」を遺さずに死亡した。したがって、サリカ法典の規定では、司教ベルトラムの財産、すなわち出処に遡って言えば、インゴトルデには夫でありベルテグンデには父である人物の財産の唯一の相続資格者はインゴトルデということになる。

ベルテグンデはインゴトルデに対して、これとこれは兄の司教ベルトラムから生前に贈与されていたものだから自分のものである、と主張する。母は、この生前贈与の事実を認めようとしなさい。そればかりか、母は、あとで反省をするのではあるが、娘の住まいを破壊し私財を奪ったりもする。

争いは、ベルテグンデには叔父にあたる分国王グントラムのもとに持ち出される。彼は、『歴史十卷』の著者グレゴリウスにたびたび手紙を書き、二人を仲直りさせてほしいと頼む。両者は、トゥール〔地図I-25〕での裁判集会(judicium)にこの件で出廷するが、事態は好転しなかった。

母は、娘を相続から排除しようと、分国王グントラムのもとを訪れるが、四分の一を娘に渡し、四分の三を相続するように、との「決定がインゴトルデに出された(indicatum est ei)」(Zweiter Bd., S. 288)。

かつてはシギベルト一世のレフェレンダール(=国王に対する上奏権を持つ、俗人の宮廷高官)で今は聖職者のテウタール(Theuthar)が国王の命令(imperium)に従い遺産分割を実行するために出かけるが、娘の抵抗で出来なかった。争いも収まらなかった(II, S. 363-364)。

(26) ヒルデベルト二世の妻ファイレウバ：第九卷三八(五八〇年過ぎの話)

ヒルデベルト二世の妻ファイレウバ(Faleuba)は誕生した子供を直ぐに亡くしたことで病気になっていたのだが、その耳に情報が届く。それは、夫の母ブルンヒルドと自分を追い出して、夫に別の婦人をあてがいがい、ヒルデベルト二世を言い成りにしよう、もし言い成りにならなければ魔術(maleficus)でヒルデベルト二世を殺してヒルデベルト二世の息子を王にし、分国を支配しようと言っている者たちがいる、それは^{マルシャル(38)}Marschallのスンネギシル(Sunnegisil)・レフェレンダールのガロマガヌス(Gallomagnus)・王子養育係の女性セプティミナ(Septimina)と彼女を補助する女性ド

ロクトゥルフ (Droctulf) だ、という情報である。

セプティミナとドロクトゥルフは捕らえられて拷問にかけられ、自白する。セプティミナはドロクトゥルフと寝台を共にしたくて自分の夫を魔術で殺した、とも自白する。

情報を知らながら報告しなかったことに気がとがめてか、教会に逃げ込んだスネギシル、ガロマグヌスのところにヒルデベルト二世は出かけて行って、「おまえたちに向けている非難について、それが真実なのか偽りなのかを余は確かめるので、裁判集会に出て来い (Egrediemini in iudicio, ut cognoscamus de his quae voibis obiciuntur, si vera sunt an falsa)」(Zweiter Bd., S. 294) と言う。ヒルデベルト二世は続けて、おまえたちは気がとがめたから教会に隠れたのだらう、だが、おまえたちに責めがあったとしても、おまえたちの命は保証する、「余はキリスト教徒なので、例え罪人 (criminosus) たちでさえも、彼らが教会から連れ出された時は、彼らを殺すのは罪 (nefas) だからだ」(Zweiter Bd., S. 294) と言う。

二人は裁判集会に出て、セプティミナとドロクトゥルフから計画を聞いたが、自分たちはその計画を非難し決して加担することはなかった、と主張する。しかし、ヒルデベルト二世は、聞いた計画を知らせてこなかったわけだから、本当のところはこの計画に同意していたのではないか、と追及する。そのあと、二人は教会に戻されるが、国庫から得ていた財産は没収されて、「追放される (in exilio retruduntur)」(Zweiter Bd., S. 296)。この追放はやがて解かれるが、持つことができたのは私財だけであった (II, S. 369-373)。

(27) 東ローマ皇帝…第十卷二、四…第九卷二五(五八〇年過ぎの話)

ヒルデベルト二世は、東ローマ皇帝マウリキウス (Mauricius) に自分の考えを伝えさせるためにグリポ (Grippo) は

か二名を使者として派遣する。その考えとは、イタリアにいるランゴバルト族に戦いをしかけ、皇帝の了解を得て、ランゴバルト族をイタリアから追い出す、というものである (II, S. 347)。

使者たちが、東ローマへ向かう途上、アフリカの、その時点では東ローマ皇帝の支配下にあるカルタゴにいた時、使者の一人エヴァンティヌス (Evantinus) の召使いが悪事を働き、ある商人から商品を奪って宿舎に戻る。商人は追いかけて来て商品の返却を迫るが、召使いは返さない。それどころか召使いはしつこく返却を迫る商人を切り殺す。このことがカルタゴの総督 (senior) のもとに伝えられると、総督は兵士や武装できる市民たちと一緒に宿舎に向かう。

昼寝かどうかはわからないが、使者たちは寝ていたところをたたき起こされ、殺人について取調べをするので武器を持たずに出頭せよ、と命令される。使者たちは召使いがしたことを全く知らなかった。使者たちは身の安全の保証 (fides) を求め、それが約束されたので外に出た。ところが、激情にかられている相手方は、使者のエヴァンティヌス、ボデエギシル (Bodegail) が宿舎を出た途端にその二人を殺してしまう。生き残ったグリポは、この事件は東ローマ皇帝と我らが国王との間の友好関係 (pax) を破壊するものだ等々激しく抗議し、事態は取り敢えず収束する。

東ローマ皇帝に謁見したグリポは、本来の事に加えてこの事件を皇帝に伝える。皇帝は、「国王ヒルデベルトの裁判集会 (iudicium) が宣告するところに従い、二人の使者の死について罰すること (iudisci) を約束した」 (Zweiter Bd., S. 330)。

そのあと、皇帝は、ヒルデベルト二世のもとにカルタゴ事件の関係者二人を、手を縛り鎖を付け、次の条件で送ってくる。「もし貴下 (＝ヒルデベルト二世) がこれらの者たちを殺すことを望むならば、貴下はそうしてもよいし、しかし、もし、身代金を取って自由の身にするということで (ad redimendum) それらの者たちを解放するのであれば、一人につき金貨三百を受け取り、事を収める。したがって、貴下はよいと思う方を選び、そしてそうすることで疑いも

なく、憎悪は静められ、争いのどのような口実も両者間で設けられることはないものとする」(Zweiter Bd., S. 334)。⁽⁸⁶⁾

しかし、ヒルデベルト二世は、これ等二人が真の加害者なのか否か・カルタゴで殺害された二人の使者は自由人であったが、この二人が自由人なのか奴隷なのかの確認が出来ない、と発言する。生き残った被害者グリポも、自分たちは二千人、三千人の人間に襲われた・現地に行けば自分は襲撃者を識別できる・東ローマ皇帝が我が君との友好関係(pax)を保ちたいのならばそれらの人間に対して罰(ultio)を加えさせるべきだ、と発言する。「かくして、国王は、余はあとで皇帝にこれらの事を手紙で知らせる・余は二人の者等を追放することを命じる」と裁判会議(placitum)で表明した(Et sic dato rex placito, ut post eos ad imperatorem dirigeret, ipsos abscondere iuberet) (Zweiter Bd., S. 336)。

28 vicarius アニモド：第十卷五(五八〇年過ぎの話)

かつて、ヒルデベルト二世の Marschall^{マルシャル}であったクツパ(Chuppa)はトゥール〔地図I-25〕で家畜などの略奪をするが、あらかじめ情報を掴んでいた住民たちに追われ、クツパの召使二人は殺され、二人は捕縛されてヒルデベルト二世のもとに送られる。クツパは逃げた。

ヒルデベルト二世は、クツパは誰の助けで追手から逃げる事ができたのかを、捕らえた召使いに尋問すること(interrogare)を命じたところ、「裁判権力によってこの地域を統べていた (qui pagum illum iudiciaria regebat potestate) vicarius のアニモド (Animod) の策略でそれが出来た」(Zweiter Bd., S. 336)と召使いたちは答える。

ヒルデベルト二世はアニモドを自分のもとに連行するよう伯に命じ、抵抗する場合には殺すように指示する。しかし、アニモドは保証人 (fideiussor) たちを差し出し、domesticus⁽⁸⁷⁾ のフラヴィアヌス (Flavianus) のところに出頭した。そ

して、「連れの者たち共々法廷に召喚されたが、責めのないことが明らかになり、フラヴィアヌスとの和解がなされ、自宅に戻ることが命じられたが、しかしながら、その前に、かの domesticus に贈物がされた (causatus cum socio nec noxialis inventus, pacificatus cum eodem, redire ad propria iussut est, datis tamen domestico illi munera prius)」(Zweiter Bd., S. 336)。

クッパはその後また悪事をするが失敗をし、大恥をかかされる (II., S. 425)。

(29) 伯の妻テトラディア・第十卷八(五八〇年過ぎの話)

クレルモン〔地図Ⅱ-9〕、Javols (ジャヴォル)〔地図Ⅱ-10〕、Rhodes (ローデズ)〔地図Ⅱ-20〕の接するところで、司教教会会議 (sinodus episcoporum) が開催された。それは、テトラディア (Tetradia) を被告とする事件を審理するためであった。

テトラディアは伯エウラリウス (Eulalius) の妻であった。エウラリウスは女性関係が乱れている上に、妻をいじめたり、母親殺しの疑いを掛けられるなど素行の悪い人間であった。この不遇の人妻テトラディアとの結婚を望んだのがエウラリウスの甥で、彼は、エウラリウスが王のもとに行き不在である間に、取り敢えずテトラディアをデシデリウス (Desiderius) なる人物のところに逃がす。その際、テトラディアは、夫エウラリウスの財産である金銀などを運べるだけ持ち出す。

帰宅したエウラリウスは事態を知り、甥を殺害する。逃げた先のデシデリウスの妻におさまる。エウラリウスは別の女性を連れ込み、また殺人を重ねるなど悪事続ける。

このエウラリウスがテトラディアを訴え (Eulalius contra eam causaturus)、事例(20)で名前が出ているアギヌスがテトラディアを代理し、司教たちや貴顕の人士たち (viri magnifici) が集合して開かれたのが冒頭の司教教会会議である。

そこで、エウラリウスはテトラディアに、彼女が持ち出した財産の返還を求めている。

司教教会会議は、テトラディアがデシデリウスのもとへ発つとき、エウラリウスの家から持ち出した財産につき審理し、その上で、テトラディアは、持ち出した財産の四倍額の賠償を以て償う、また、デシデリウスとの間に出来た子供たちは淫乱〔の子たち〕とみなされる (filiosque, quos de Desiderio conceperat, incestos habere) と判決された (indicatum est) (Zweiter Bd., S. 342)。

③0 cubicularius クンド：第十卷十（五九〇年頃の話）

分国王グントラムは、森で狩りをしていた時、何者かによって秘かに仕留められた一頭の野牛を見つける。グントラムは森番に、王の森でこのようなことをしたのは誰か、と厳しく問い質したところ、グントラムのケメラール (cubicularius) ⁽¹⁾ であるクンド (Chundo) の名前をあげた。

分国王グントラムは、クンドを捕らえてシャロン (地図 I—6) に連行させた。「そして森番とクンドは王の臨席のもと言い争い、そして、クンドが、私は非難されている事を決してはいない、と申し立てた時、王は決闘〔を以て証明せよ〕の判決を下した (rex campum diiudicat) (Zweiter Bd., S. 346)。

クンドは、自分の代わりに甥に決闘をさせる。甥と森番は決闘場 (campus) で闘い、相打ちで両者とも死亡する。クンドはこれを見て逃げ出し、教会に避難しようとする。しかし、分国王グントラムは、教会に逃げ込められ捕らえよ、と命じ、その通りになる。クンドは杭に縛られ、たくさんの石〔を投げつけられること〕で打ち殺された (lapidibus est obrutus) (Zweiter Bd., S. 346; II., S. 437)。

(3) カリベルト一世の娘クロデヒルデ…第十卷十五—十六—二十(五八〇年過ぎの話)

クロデヒルデ (Chrodechilde) の我がままや悪行の数々の話はすでに第九卷三九—四三から始まっている。クロデヒルデは、カリベルト一世 (Charibert I. パリを本拠地とする分国王〔図1—6〕、在位五六一年—五六七年) の娘で、ポワティエ〔地図I—18〕にある聖ラデグンデ女子修道院にいたが、王の娘である自分が修道院長レウボヴェラ (Leubovera) よりも地位において劣っていることが気に入らず、修道院長を修道院から追放するためにほかの修道女たちを仲間に引き入れる。また、父の兄弟である分国王に、修道院では下賤の身分の者の子であるかのようにいやしまられている、と嘆く (II, s. 373ff.)。人殺しなどをした悪人たちを集めたりもする。クロデヒルデの仲間になった重要人物が、修道女の一人でヒルペリヒ一世の娘バシナ (Basina) である。

クロデヒルデは、ある日、集めた悪人たちに命じて、修道院長を捕らえるために襲撃させる。修道院は破壊され、略奪される。修道院長は捕らえられ、監禁される。

司教たちは激怒し、修道院長の解放を求める。そこで、クロデヒルデは修道院長を殺害しようとして刺客を送るが、修道院長は宮宰の計らいで聖ヒラリウス聖堂に避難することができた。しかし、クロデヒルデの悪行は止まず、聖ラデグンデ女子修道院はさながら悪の巢窟ようになってしまう。

この事件を知ったヒルデベルト二世は分国王グントラムと相談し、双方の分国の司教たちを集めて、教会の諸規定によって問題の解決を図ることにした。『歴史十卷』の著者グレゴリウスも列席するように指示される。

司教たちは、クロデヒルデが引き起こしている騒動が Index の介入で制圧されないのであれば召集された場所には行かない、と伝える。身の危険を思っていることであろう。そこで、伯マッコ (Macco) が派遣される。クロデヒルデは、集めた悪人たちを武装させて伯に抵抗する。衝突が起きて、悪人たちは殺害されるなどして、騒動は静まる。

ポワティエにある教会の内陣で、司教たちが出廷して審理が始まる。クロデヒルデがそこに来て、修道院長についてあらん限りの非難を浴びせる。その一つは、修道院長は女装させた男を修道院に置き、仕えさせている、というものである。クロデヒルデは、あれがその男だ、と言って法廷で一人の男を指さす。

しかし、この男は、修道院長については名前以外何も知らない・ポワティエから遠く離れた所に住んでいるので見たことはない・女装をしているのは男としての機能を失っているからだ、と、非難された事実を否認する。修道院長も事実を否認する。

証人として出廷したのであるが、一人の医師は、その男は子供の時に病気にかかり聖ラデグエンデに預けられた人間で、自分は聖ラデグエンデに頼まれ、その子供の病気を治すために葷丸を切除した・修道院長はこの件については何も知らない、と証言する。

グレゴリウスは、これに続けて、この事件の判決書の全文 (EXEMPLAR IUDICII) を掲載する体裁で、審理の様子をさらに記述している。

判決書には、クロデヒルデが何を訴えているのか、すなわち、被告の女子修道院長に対する、クロデヒルデによる非難の中身が列挙されている。曰く、修道女たちを欠乏と飢餓にさらした。曰く、修道院の浴場をいろいろな人間に開放した。曰く、さいころ遊びをした。曰く、修道院長は俗人たちと修道院で食事をした。曰く、祭壇を被う絹布で姪の服を作った。絹布にあった黄金の小片をもぎ取って姪の首に付けた。

次に、これらの非難に対して弁明することが修道院長に求められている。修道院長は非難の一つ一つについて弁明している。曰く、飢餓と欠乏ということであるが、当時は物不足であった、しかし、クロデヒルデなど修道女たちがはなはだしく困窮することはなかった等々。

そのあと、クロデヒルデに対して、修道院長は死罪に値するような、殺人などの重い悪事をした、と非難できるかが質問されている。クロデヒルデは、これまで述べたこと以外にはない、と答えている。クロデヒルデは、多くの修道女が妊娠している、と最後に申し立てる。

次に、クロデヒルデの以下の行為について審理されている。司教の言いつけを聞かないばかりか侮辱し、鍵と門を壊して修道院を飛び出たこと。ほかの修道女たちを自分の仲間に取り入れたこと。王の命令で事情を調査するため、司教たちが呼び出したのに出頭しなかったこと。クロデヒルデがいるヒラリウス聖堂に行つて論じたのに、仲間と共に騒動を起こし司教等を棍棒でなぐったり、助祭たちを傷つけたこと。この件で審理をするために、王は助祭を派遣したのに、審理を待たずに、クロデヒルデは仲間と修道院に乱入し放火や破壊をし、修道女を殺傷し、略奪し、修道院長に乱暴を加えた上に、引きずり出して閉じ込めたこと。ある祝日に行われる洗礼にせめても修道院長が出られるように、司教が身代金を出すと申し出たがその願いを聞き入れなかったこと。国王がこの件の審理が平穩に行えるように伯を派遣したら、武器を手にして伯にはむかつたこと等々。

以上について審理が終わり、グレゴリウスたちは、クロデヒルデに対して、修道院長に許しを乞い、奪った物を返還するように求めたが、応じないばかりか、修道院長を殺害すると公言する。

教会の諸法規が調べられたあと、グレゴリウスたちによって、クロデヒルデ、バシナについては「然るべき悔い改めを行うまで」(usque quod dignam aegerent paenitentiam) (Zweiter Bd., S. 370)、「キリスト者の共同体」から排除し、修道院長については復讐させることが「最も公正だと考えられた」(visum est aequissimum) (Zweiter Bd., S. 370)。そして、その決定が判決 (iudicium) としてまとめられて宣告される。

クロデヒルデは、修道院長に対する非難をほかの作り話もまじえてヒルデベルト二世に伝える。修道院長はヒルデベ

ルト二世の取調べを受けるが、問題は何も出てこなかった (II, S. 469)。

さらに、そのあと、次に紹介する(32)の事件に係りして、ヴェルダン〔地図Ⅰ-28〕で司教教会会議が開かれている時に、クロデヒルデ、バシナが来て、破門を解いて欲しい、と願ひ出る。願ひは聞き届けられて、クロデヒルデは自分の所領に帰る。修道院長レウボヴェラのいる修道院には戻りたくない、というのが理由である。バシナは修道院に戻る(II, S. 477)。

(32) 司教エギディウス…第十卷十九(五八〇年過ぎの話)

上記(26)の事件の登場人物のスネギシルに対する拷問の話がここで出てくるのであるが、どういう脈絡でそうなるのかがよくわからない。拷問にかけられたスネギシルは、上記(1)事件で紹介したヒルペリヒ一世〔図Ⅰ-9〕の暗殺に自分が関係していたことやそのほかの諸々の悪事を告白している。

その悪事の一つにヒルデベルト二世〔図Ⅰ-11〕暗殺計画がある。ヒルデベルト二世の叔父はヒルペリヒ一世なのであるが、ここでは、ややこしいことに、このヒルペリヒ一世の支配権の中にヒルデベルト二世の分国を組み入れよう。そのためにヒルデベルト二世やその母ブルンヒルデを陥れよう、と企てたというのが自由内容の核心部分である。そして、この計画の加担者の一人として、ランス〔地図Ⅰ-19〕の司教エギディウス (Egidius) の名前が出される。司教はすぐにメス〔地図Ⅰ-15〕に連行され監禁されるが、ほかの司教たちの抗議で帰宅が許される。

ヒルデベルト二世は、この事件を審理するために、分国内の全ての司教を一月にヴェルダン〔地図Ⅰ-28〕に集める。この月は、酷寒の上に大雨続きで道がひどくぬかるんでいた、とのことである。問題の司教エギディウスも出席する。ヒルデベルト二世は、司教エギディウスは自分の敵でありまた王国に叛逆する者である、と宣言した上で、duxの

エンノデイウス (Ennodius) に司教エギデイウスを追及させる。

エンノデイウスが尋問をし、司教エギデイウスが答える。その過程の一コマに、司教エギデイウスが自分の答弁の裏づけとして提出した、しかも何とヒルデベルト二世から受領したと主張する贈与ウワクンデ [charta] の真偽を調べる場面がある。ヒルデベルト二世は、与えていない、と言い、ウワクンデに署名しているレフェレンダールのオットー (Otto) も署名をしたことはないし筆跡も違う、と証言する。そのため司教エギデイウスの主張は崩れる。では問題の財産は誰からの贈与なのか・ヒルペリヒ一世以外に誰がいるのか、というように、司教エギデイウスの容疑が深まるのがこの場面である。

次に、ヒルデベルト二世の母ブルンヒルデの悪口を書き連ねた、司教エギデイウスのヒルペリヒ一世宛手紙が提出される。この手紙に対する返信すなわちブルンヒルデやヒルデベルト二世を殺害することが必要であることを示唆する、ヒルペリヒ一世の司教エギデイウス宛手紙も提出される。

司教エギデイウスは、この件について、このような手紙を書いたことも受け取ったこともない、と否認する。ところが、司教エギデイウス自身の、信頼できる召使いが、「印〔速記文字〕¹⁰でつづめて書かれた手紙〔の控え〕を书信控簿で持っている (qui haec notarium titulis per thomum chartarum comprehensa tenebat)」(Zweiter Bd., S. 376) と認める。ここでも、司教エギデイウスの主張は崩れる。

次に、ヒルペリヒ一世にとっては兄弟、ヒルデベルト二世にとっては叔父の分国王グントラムを追放してその支配地を山分けしようという、ヒルペリヒ一世とヒルデベルト二世の協定書 (pactio) が法廷に出されるが、ヒルデベルト二世は、この件には自分は承認を与えていない、と断言し、この協定書の作成に加わり、そして、実際に、ヒルペリヒ一世―ヒルデベルト二世とグントラムとを武力衝突させ、多大な損害を生ぜしめたのは司教エギデイウスだ、と糾弾す

る。司教エギデウスは⁽⁴³⁾ここでも反論ができない。

さらに、聖レミギウス修道院長エピファニウス (Epiphanius) は司教エギデウスと共にこの計画に深く関与していたことを自白し、司教エギデウスがヒルペリヒ一世から金貨二千を受け取ったこと・誰がどこへその金貨を運んで来て司教エギデウスに渡したかや、先の協定ができるまでの次第を詳しく証言する。ここでも、司教エギデウスは有効な反論ができない。

ちなみに、司教エギデウスのヒルペリヒ一世宛手紙や協定書が出てきたのは、ヒルペリヒ一世死亡後、ヒルデベルト二世のもとに移送された遺品の中からである。それはともかく、司教エギデウスは、追いつめられるなか、ため息をつく。

参集していた司教たちは相談のためにこの時点で三日間の時間をもらう。司教たちの期待は、この間に、司教エギデウスが正気に戻り、非難されている事柄に対して自らを防御できる方途を見つけ出すことであった。

三日目、司教たちは司教エギデウスに弁明を求める。しかし、司教たちの期待とは裏腹に、司教エギデウスは罪を認め、ヒルデベルト二世やその母ブルンヒルデが不利になるように行動していた、と自白する。司教エギデウスは助命はされるが、教会法の諸規定に従い、聖職から排除される。そして、*Strasbourg* [地図 I-15 の *Metz* から東南へ一二六 km ほどの所] へ「追放の判決が下された (*exilio condemnatus est*)」(Zweiter Bd., S. 378)。

司教エギデウスをいわば売ったとも言える修道院長エピファニウスは出所不明の多量の金銀を持っていることがわかり、修道院長職を解かれている (III, S. 471-477)。

(33) ヒルペリヒ一世の妻フレデグンデ…第十卷二七(五八〇年過ぎの話)

トゥルネー
「Journal (地図 I—24)」に住むフランク人で義理の兄弟にあたる二人、すなわち、ある女性の兄と夫との間に争いが起きる。夫すなわち義弟が妹をないがしろにして娼婦 (scorum) のところに通うので、兄が怒り、義弟をしばしば非難し諫めたが、しかし、義弟の素行は収まらない。

堪えかねて、ついに、兄は義弟に襲いかかり殺すが、兄の方も義弟の召使いに殺されてしまう。そのあと、両者の親族が引き続きこの事件をめぐる争う。争いが激化するのを防ぐと、悪名高いかのフレデグンデが何故か間に入り、「私闘を止めるよう (relicta inimica)」たびたび説得する。

しかし、最終的に、フレデグンデは、「穏やかな言葉で当事者を仲直りさせることができないので、両刃の剣で双方を静めた〔＝始末した〕 (Sed cum eosdem veris lenibus placare nequirit, utrumque bipenne percussit)」(Zweiter Bd., S. 388)。具体的には、多くの人を招いた宴会に、事件関係者の三人を来させて一つのベンチに並んで座らせ、酒をたくさんふるまい、三人が酔いつぶれて寝てしまった時に、手の者三人に両刃の剣で三人を殺害させる。

このことを知った親族は騒ぎ出し、ヒルデベルト二世に使いを送り、フレデグンデを捕らえて殺すように求める。ヒルデベルト二世の命令によるのか、Champagne (地図 I—19) の Reims (ランス) を含む地域圏の人びとがこの件で動員されるが、しかし手間取っている間に、フレデグンデは味方に救出され、急いで別の地に逃げてしまふ (II., S. 488—489)。

四 整理

(一) 紛争の原因

(1) 前提

「もつれて争うこと。もめごと」という基準を緩やかに用いて、三三の事例を拾ってみた。ただし、その中の事例(14)は、罪びとの赦免の活動に熱心な聖職者の話であり基準に合わないので、紛争の原因に関係した整理からは外す。それにもかかわらずこの事例を紹介した理由は、あとで述べたい。

紛争の原因を以下整理する。その際、原因は原則として紛争に直近のものとし、その原因の原因、そのまた原因については必要に応じて紹介する。

事例(6)、(10)は整理の中で二度出てくるが、原因を異にする二つの話が記述されているからである。

(2) 原因

①殺人 (4)、(10)、(17)、(18)、(19)、(20)、(27)、(33)がこの事例である。

事例(4)の原因は、ヒルデベルト一世〔図1-3〕やクロタール一世〔図1-4〕にはいとこ、テウデベルト一世〔図1-5〕にはいとこおばにあたる女性が東ゴート王国国王によって殺害されたことである。この女性は、フランク王国の創始者クローヴィスの妹と東ゴート王国国王との間の子供で、父親が逝ったあと、国王の跡継ぎにと母親が選んだ男との結婚を嫌い下僕と駆け落ちをするなど母親との対立が高じ、ついには母親を毒殺してしまう。そして、女性のこの悪行を聞いて怒り、不名誉な死に方で殺害させるのが、東ゴート王国国王の座に就いたテオダトである。

事例(10)は二つの話を伝えている。そのうちの一つの話では、恨みのために助祭を殺害して流浪の旅をしている男がある日ある所で罪なき人を切り殺す。これが、この事例の原因である。

事例(17)の原因は、一人の人物がある人と言い争いになり、前者の召使いが後者を槍で刺し殺したことである。

事例(18)の原因は、契約の履行を求めて債務者の家を訪ねた債権者がその家の召使いに殺害されたことである。

事例(19)の原因は、召使いが主人を殺害したことである。殺害の原因は、鞭で打たれるなどひどい仕打ちをした主人に対する召使いの恨みである。

事例(20)の原因は、クリスマスを共に祝うために来てもらおうと召使いを使いに出したその相手方に、その召使いが殺害されたことである。

事例(27)の原因は、ヒルデベルト二世〔図I-11〕が東ローマ皇帝のもとに派遣した使者たちが東ローマ皇帝の支配下にあるカルタゴで殺害されたことである。ただその原因を作ったのは使者の一人の召使いで、この召使はカルタゴに到着したあとある商人の商品を奪い、返却を迫る商人を切り殺してしまう。そのため街中が騒然となり不穏になるなかで、使者殺害事件は起きている。

事例(33)の原因は、何度諫めても娼婦との縁を切らない妹婿を殺害した兄が妹婿の召使いによって殺されてしまう事件である。

②欲望 (3)、(7)、(9)、(22)、(23)、(31)がこの事例である。

欲望でも物欲が原因の事例は(7)、(23)である。事例(7)の原因は、ある人物の所有地が欲しくて、その人物が土地所有者であることを証明する証書を無理やり取り上げようとして計画を立て、それを実行したことである。事例(23)の一方当事者は盗み略奪を日常的に繰り返している人物であるが、事例(23)の直接の原因は、その人物が食べ物の入った壺を奪い

取ったことである。

事例(9)の原因は、欲望の方でも女性に対するもので、加害者は、ある子女を妻にしようとして、結婚に反対する、その女の父親を様々な奸計を用いて苦しめぬいている。

欲望でも権力欲、支配欲が原因であるのは、事例(3)、(22)である。前者の原因は、二人の司祭が司教シドニウスに敵対し、シドニウスから、教会財産に対する支配権を奪い取ったことである。加えて、彼らはシドニウスに数々の侮辱も加えている。後者の事例の原因は、ヒルベリヒ一世〔図1-9〕の妻フレデグンデが、目の敵である女性ブルンヒルデを自分に平伏させたくて、ブルンヒルデの子供であり保護者であるヒルデベルト二世〔図1-11〕を暗殺すべく刺客を送ったことである。

事例(31)の原因も権力欲、支配欲で、カリベルト一世〔図1-6〕の娘は、自分がいる修道院の修道院長を追い落とすために悪行の限りを尽くしている。

③恨み (5)、(6)、(10)がこの事例である。

事例(5)の原因は、司教であった父親が、生前、訴えられるなど様々な苦痛を強いられ、また侮辱されたことに対する恨みである。

次の猜疑心の項目でも触れる事例(6)が報告している一つの事件の原因は、財政改革で課税強化を断行したと推測される人物に対するトリア〔地図1-26〕市民の恨みである。

事例(10)は、先の項目「殺人」で取り上げた話とは別のもう一つの話伝えていて、その話の方の原因は、数々の悪行のために解任された助祭の、解任に賛成した司教への恨みである。

④猜疑心 (6)、(11)、(15)、(26)がこの事例である。

事例(6)は二つの事件を伝えている。そして、そのうちの一つの事件の原因は、妻と自分の友人との仲を疑い、嫉妬にかられて二人を殺害したことである。

事例(1)の原因は、ある人物が自分たちを亡き者にするために、人を買収するなどの画策をしているようだとの、ヒルペリヒ一世〔図1-9〕とその妻フレデグンデの疑念である。

事例(15)の原因は、生後間もない我が子が死んだのはある人物が魔術を使ったせいだ、という思い込みで、そう思い込ませたのは噂である。

事例(26)の原因は、魔術などを使い、ヒルデベルト二世〔図1-11〕を操り人形にしてしまおうとする陰謀があるという疑惑で、その疑惑を抱かせた原因は噂である。

⑤ 容疑 (28)、(30)、(32)がこの事例である。

事例(28)の原因は、手下と一緒に略奪などの悪事を働いた悪人が、手下が追手に殺害されたり捕縛されるなか逃げたまい、誰かが逃亡を手助けしたのではないか、という話になって、そのことに関係して、捕縛された人間の口からある人物の名前が出たことである。

事例(30)の原因は、分国王グントラム〔系図1-7〕の狩場(王の森)で一頭の野牛が殺されているのが見つかり、この事件に関連した、森番への国王による尋問の中で、一人の人物の名前が出たことである。

事例(32)の原因は、ある事件に関係して拷問を受けた人物の口から、ヒルデベルト二世〔図1-11〕の暗殺計画と、その計画に加担している一人の司教の名前が出たことである。

⑥ 職権乱用 (8)、(12)がこの事例である。

事例(8)の原因は、窃盗事件に関係して訴えられた助祭を、その地域の統轄者レクトルが、最も神聖なクリスマスクリスマスの日に激しい

暴行を加えて捕縛したことである。この原因にはさらに原因がある。それは、助祭の召使いが盗みをしたのを知りながら、また、盗品がどこにあるかを知らないうちに、被害者の言い分を無視して、助祭が自分の召使いをかばったことである。事例⑫の原因は、伯の座に就いた人物が、自分の叔父が以前殺害された事件の解明に乱暴なやり方で乗り出したことである。原因の原因は「恨み」であり、したがってこの事例については「恨み」の項目に入れるべきかとも考えたが、大きな権力を持つ伯の地位に就いたからこそその乱行であると判断して、職権乱用に分類することにした。

⑦迫害 事例②の原因は、カトリックから改宗させようとして一人の修道女を迫害したことである。

⑧辱め 事例⑬の原因は、ヒルペリヒ一世〔図1-9〕の妻がある司教と不倫の関係にある、という話を、『歴史十巻』の著者グレゴリウスがしていた、と言いつらす者がいて、ヒルペリヒ一世と司教がそのことを耐え難い辱めとして受け止めたことである。グレゴリウスをこのようにして陥れようとした人物の動機は、その人物が悪行の故に伯の職を解かれるについて、グレゴリウスが賛成の立場で関与したことに對する恨みである。

⑨略奪 事例⑭の原因は、オルレアン〔地図1-16〕の人びとがブローア〔地図1-4〕の人びとと一緒にシヤトーダン〔地図1-8〕、シャルトル〔地図1-7〕の地を襲撃し、破壊し、略奪したことである。

⑩密通 事例⑮の原因は、妻と隣人男性との密通である。

⑪仕返し 事例⑲の原因は、妻のいる男が一人の娘を手籠めにしたあと眠り込んでいる時に、娘に剣で切られて深手を負い、死亡したことである。

⑫相続争い 事例⑳の原因は、母親と娘の相続争いである。ある人物が妻と息子、娘を残して他界する。サリカ法典五九章第一法文の規定に従い、遺産は息子が単独で相続する。今度はその息子が子供のないうまままで死ぬが、サリカ法典の同規定によると、死者に息子がいない場合には、息子の母親が遺産の全てを相続することになる。そこで、娘が、こ

れとこれとはこの息子すなわち兄から生前贈与を受けていた、と言って母親と争いになる。

⑬財産の無断持ち出し 事例29の原因は、妻が夫の不在中に夫の財産を無断で持ち出し、ある人物のもとに避難したことである。夫は素行の悪い人物で、女性関係も乱れ、妻をないがしろにしている。女性に同情し、自分の妻にと望む、その夫の甥の手引きである人物のところの一時的に避難するのだが、女性はその時に夫の財産を勝手に持ち出す。

⑭濡れ衣 事例(1)の直接の原因は濡れ衣だ、としておきたい。司教マルティヌスの跡を継いでトゥール〔地図I-25〕の司教職に就くブリクティウスは、若い時に、司教マルティヌスにたびたび叱られたのを恨みに思い、人前で愚か者呼ばわりするなどマルティヌスに数々の侮辱を加える。そのために、司教就任後、ブリクティウスに、神の決めた試練が訪れる。試練の始まりは濡れ衣で、その濡れ衣とは、司教の身でありながら在俗の修道尼に子供を産ませた、というものである。この濡れ衣のために、トゥール市民たちは司教ブリクティウスの追放に取り掛かる。

(二) 紛争解決の仕方

(1) 前提

紛争抽出基準に合わない事例(4)を除く三二の事例の紛争解決の仕方を以下整理する。一つの事例が重ねて出てくる場合があるが、それは、その事例では複数回解決が試みられているからである。

三二の紛争事例から整理できた、紛争解決の大枠をあらかじめ述べておく。それは、大きく二つに分かれる。一つは、紛争当事者が私的、自主的に紛争の解決を図る仕方である。このやり方はさらに二つに分かれる。仕返し〔IIフェーデ^⑭〕と償いである。

紛争解決の仕方の大きな区分のもう一つは、職務や地位などに関係して決定権限をもつ人・人びと〔・神〕が決定を

下して解決を図る場合である。このやり方はさらに三つに分かれる。当事者型、処分型、両者の中間型である。

当事者型として考えているのは三者対向形で、紛争当事者の訴えによって審理が開始し、紛争当事者が主張を述べ証明を行い、その上で、決定権限者が決定を下すやり方である。

処分型として考えているのは二者対向形で、決定権限者が紛争当事者の双方・あるいは一方と対向して決定を下すやり方である。審理の開始は決定権限者の権限による場合と決定権限者の決定を求める者の訴えや願いによる場合がある。処分という用語には、決定権限者がその権限において査定するという意味合い、もしくは「①基準に照らして処理すること・事柄に決まりをつけること」(『広辞苑』)という意味合いを持たせている。ここで考えている「査定」の意味は、「調べて決める」「審査して決定する」(『漢字典 第二版』旺文社、一九九九年)である。処分という用語に、特に専門的な意味をもたせてはいない。

中間型は、「当事者型」の形式を採りながら、しかし、審理の開始は決定権限者による紛争両当事者の召喚、呼び出しによるもので、決定も、両当事者のどちらの主張に分があるかの判断にのみ基づいて出されるのではなく、決定権限者の裁量、思惑が相当に働くなかで出されるやり方である。

(2) 私的、自主的解決

① 仕返し (5)、(6)、(9)、(10)、(21)がこのやり方に該当する。

事例(5)では、財産を剝奪されるなど、司教である父親に様々な苦痛を強いた人物に、父親の死後、息子が仕返しをし、その人物を殺害している。

事例(6)では、課税が原因でトリーアの市民たちの恨みを買った人物が一旦トリーアを離れ、市民たちとの仲立ちを頼

んだ二名の司教とトリーアに戻るが、憤激の収まらない市民たちによって捕らえられ、暴行、侮辱を加えられたあと、杭にしばられ石を投げつけられて殺される。

事例(9)では、娘との結婚に反対する父親を様々な奸計を用いて陥れ、財産を奪った人物が、その父親から奪った所領の一つに在る家で就寝中、父親の召使たちによって家に火をつけられ焼き殺されている。ただし、これは父親の指示によるものではなく、新しい主人であるこの人物に仕えることを拒否したこの家に住む召使たちに、この人物が暴行を加えたことに対する、召使いたちの仕返しなので、紛争の直接の当事者同士のぶつかり合いではないのであるが、ここに分類しておく。

事例(10)の伝える二つの話のうちの一つは、助祭を殺害した男が流浪の旅をしている途中で罪なき人を切り殺してしまい、そのために、被害者の最近親者たちに殺され、バラバラにされた身体を撒き散らされている。

事例(11)では、密通の現場に踏み込んだ夫が両刃の剣で妻と相手の男性を切り殺している。

なお本筋とは違う場面での話なので「仕返し」の項目に入れなかったのだが、事例(11)の中に、ヒルペリヒ一世(図1-19)殺害の容疑をかけられた人物を殺した刺客がその人物の召使いによって仕返しをされ、殺されるエピソードが出てくる。

②償い (4)、(17)、(27)がこのやり方に該当する。

事例(4)では、クローヴィスの姪を殺害した東ゴート王国国王は、フランク王国の分国王三人の賠償要求を受け入れ、金貨五万枚の償いをしている。

事例(17)では、殺害された人物は悪党で、加害者に同情の余地があるように思えるのだが、加害者の主人は被害者の息子に賠償金を支払っている。この息子とどのような交渉があったのかはわからない。

事例(27)では、東ローマ皇帝は、自分に派遣された、ヒルデベルト二世〔図1-11〕の使者二名が殺害された事件で、加害者一二名をヒルデベルト二世のもとに送り届け、殺すも自由、一人につき金貨三百の身代金を取るも自由と提案している。ヒルデベルト二世はこれら一二名が真の加害者であるか否かが不明であることなどの理由で、この一二名を追放し、交渉継続の意志を表明している。その後のことはわからない。

(3) 決定権限者の決定による解決

①当事者型 これに該当する事例は以下である。(3)、(6)、(7)、(8)、(10)、(11)、(12)、(13)、(15)、(18)、(25)、(29)、(30)、(31)、(32)。これらの事例の中のいくつかを以下紹介する。審理の様子はすでに紹介しているので省略する。

事例(11)では、ヒルペリヒ一世〔図1-9〕の要請で、司教裁判会議が開かれている。決定権限者は四五名の司教たちである。被告は、一人の司教。原告は、『歴史十卷』を読む限りでは、ヒルペリヒ一世で、自ら、原告として直接に主張を述べている。争点は、被告の司教がヒルペリヒ一世を失脚させるための策動をしたか否かである。会議は複数回行われている。ヒルペリヒ一世とその妻フレデグンデは、被告有責の決定を出させるために、時には脅し時には金品を使い、四五名の決定権限者に法廷外で働きかけている。

事例(13)では、ヒルペリヒ一世によって召集された司教たちに地域の人びと (*populus*) が加わって法廷が開かれている。被告は『歴史十卷』の著者グレゴリウスで、原告は司教一名とヒルペリヒ一世であるが、実際に原告として専ら前面に出ているのは司教のようである。審理の冒頭でグレゴリウスを詰問しているからである。問題の焦点は、被告グレゴリウスが、原告の司教とヒルペリヒ一世の妻フレデグンデが不倫関係にある、と人に話したか否かである。

本件の証明方法について、ヒルペリヒ一世は地域の人びとの決定に任せることにし、いかにすべきかを問うている。

地域の人びとは、グレゴリウスに不利な証人に証言させる証明方法は認めない、被告は自ら宣誓をして雪冤し無責を証明するのがよい、と回答する。地域の人びとも本件の審理に深く関与していたことが、これでわかる。

事例(29)は、夫の財産を無断で持ち出し、ある人物のもとに避難した女性の話である。夫が、無断で持ち出された財産の返還を求めて妻を訴えたので、司教教会会議が開かれる。決定権限者は司教たちや貴顕の人士たちである。原告は夫で、妻は代理人を立てている。出された決定は、持ち出した財産の四倍額の賠償を妻に命じるものであった。

② 処分型 これに該当する事例は以下である。(1)、(2)、(12)、(19)、(20)、(22)、(23)、(24)、(25)、(26)、(28)。

事例(1)では、全ては神が決めたこと、という設定になっている。

事例(2)では、ヴァンダル人の王は、棄教を敢然として拒む修道女を正規の訴訟により拷問にかけて責め苛み、斬首する。

事例(12)では、伯に就任した人物が、司教であった叔父が以前毒殺された事件の解明に乗り出す。直接の犯人は司教職を狙う人物の手下であった。暗殺を指示した人物は、グレゴリウスの言によれば、司教就任の一年目に神の審判が下り死亡するのであるが、伯になった甥は、暗殺計画者が在籍した教会やその教会の聖職者たちが叔父毒殺に深く関係しているに違いない、という予断のもとに暴力的な行動に出る。これに対して、この時の司教はこの伯を破門する。

破門を解いて欲しい伯は、司教たちがこの件とは無関係に別の場所に集まった際に出かけて行って、破門を決定した司教への従順などを誓うので、破門を解くようにと願い出て、それが許され、破門を決定した司教はその決定を取り消している。

事例(19)では、恨みから主人を殺害し主人のお金を奪って逃げた召使いの一人は、被害者の兄弟によって捕らえられてトゥール〔地図Iー25〕に連行される。そして、そこで拷問され、斬首に処せられている。

事例⑳はシカルの話である。シカルは結局のところ殺害されてしまう。加害者クラムネシントはヒルデベルト二世のもとに逃げて命乞いをする。そのために、そこで、この件に関する審理が行われた模様で、クラムネシントによるシカル殺害は、シカルがクラムネシントを襲撃したための自己防衛をした結果の殺害であるとして無責の判決が出されている。『歴史十卷』を読む限り、クラムネシントはシカルを不意打ちで殺害しているので、この判決は、グレゴリウスが「市民たちの戦争」とまで呼んでいる、報復の連鎖を断ち切るという政治判断によって出されたものではないかと思う。

なお、このエピソードを「処分型」に入れたのは、シカルの側からは誰もこの審理には参加していない、と想定してのことである。もし、誰かが訴人として参加していたならば、あるいはシカルの保護者でヒルデベルト二世の母ブルンヒルデの告発によって、審理が開始しているとすれば、このエピソードは「当事者型」に分類されるべきものである。

事例㉒では、フレデグンデがヒルデベルト二世〔図1-11〕暗殺のために送った刺客二人と、その暗殺計画の首尾を確認させるために送った召使いの計三人は捕らえられ、拷問にかけられ殺されている。

事例㉓では、ある悪事を働いたというので、『歴史十卷』の著者グレゴリウスによって破門の処分を受けた男が、雪冤をして破門を解いてもらおうと、自分だけの判断で、二人の宣誓補助者を連れてやって来る。どこにやって来たかは書かれていない。ただ、この男の身分が高いこと、そしてまたグレゴリウスや市民たちはこの二人が宣誓することを認めなかった、と書かれていることから、その場所はトゥール市の「市民たちの裁判集會」である可能性が強い。男は単独での宣誓が認められて雪冤に成功し、破門解除の決定が出されている。

事例㉔では、手籠めにした人物を仕返しのために殺害した女性は、被害者一族による報復を恐れていたが、女性の話を聞いたヒルデベルト二世〔図1-11〕は、自分はこの女性を自分の保護のもとに置いたので、何時如何なる時も被害者のいづれの近親者もこの女性に危害を加えてはならない、という決定をし、それを証書にして女性に授与している。

事例(25)は、母と娘の相続争いであるが、この件で、母は単独で分国王グントラム〔図1-7〕のもとに行き、娘を相続から排除することを願う出るが、グントラムは、母は四分の三を、娘は四分の一を相続せよ、との決定を下す。

事例(26)は、ヒルデベルト二世〔図1-11〕を傀儡^{かいらい}あるいは亡き者にしようとする陰謀に加担した容疑で、二人の人物が国王によって召喚され審理に付され、国庫から得た財産を没収され、追放されている。事例(32)によれば、二人の人物のうち一人は、審理に入る以前だと思われるが、拷問を受けたようである。

事例(28)では、一人の略奪者の逃亡に手を貸したという容疑で、ある vicarius⁽⁴⁵⁾ がヒルデベルト二世〔図1-11〕によって法廷に召喚されたが、無責であることが明らかになっている。

③中間型 中間型がみられるのは、紛争当事者とその一族による私闘、報復の連鎖が社会不安を引き起こした場合や何かの理由で骨肉の争いが延々と続いている場合などである。事例(16)、(20)、(25)がこれに該当するのではないかと考えている。事例(33)も、その結末は嘩然とするものではあるが、中間型に分類できる面を持ち合っているように思う。

事例(20)は、シカルとアウストレギシルの間の、シカルとアウノの間の、そしてシカルとアウノの子供クラムネシントの間の私闘をめぐるものである。アウストレギシルが再度の襲撃をし、シカル側に損害を与えたあと、両者は、伯が主宰者だと推察されている、トゥール市の「市民たちの裁判集会」で一緒になる (convenissent - convenire)。そこで、アウストレギシルの有責が宣告され、中身は不明であるが、賠償が言い渡される。そしてこの賠償に係る「契約 (placitum)」が紛争の両当事者間で結ばれる。

convenire には誰かが誰かを「召喚する」「告訴する」という意味があるが、ここではそのような使われ方ではなく、「出会う」「一緒になる」「集まる」の意味で使われている。主語は紛争の両当事者である。シカルあるいはアウストレギシルが訴えたことで二人が一緒になった可能性はもちろん否定できないが、「市民たちの裁判集会」が二人を召喚し

た可能性も否定できない。「裁判集会」が召喚したので、その「裁判集会」の場で、「二人は一緒になった」「二人は出会った」という可能性である。こうした推測を許すのが、これに続く以下の話である。

先の「契約 (placitum)」であるが、アウストレギシルに奪われた自分の財産がアウノ等の家にあることを知ったシカルは、契約を破って、彼らの家を襲い、殺し、略奪をする。『歴史十卷』の著者グレゴリウス等は事態を非常に憂慮し、「両者が我らの座す所」＝「市民たちの裁判集会」に来て、弁明をし、仲直りして別れ、争いがこののちもはびこることがないように、index (「」)での実際の意味はおそらく伯」と連携をし、両者のもとに使者を送った (, adiuncto iudice, mittimus ad eos legitionem, ut in nostri praesentia venientes, accepta ratione, cum pace discederent, ne iurgium in amplius pulveret) (Zweiter Bd., S. 154)。両者は出廷する。

「市民たちの裁判集会」は、シカルに対して、アウストレギシルに賠償をせよ、との決定を出す。そして、興味深いのは、シカルに賠償するだけの資力がないのなら、その分の銀を、教会が補填すると決定の中で述べていることである。しかし、アウストレギシルはこの決定を受け入れなかった。

そのうち、やがて、アウストレギシルはシカルを襲撃し、損害を与える。「それで、両者は、index によって、トゥール市」＝「市民の裁判集会」か?」に召喚され、両者によって今回の事件について弁明が行われた (Tunc partes a iudice ad civitatem deducit, causas proprias prolocuntur) (Zweiter Bd., S. 156)。その上、index たち (「)の意味は「市民たちの裁判集会」における、伯やグレゴリウスを含む決定権限者たち」によって判決が出された (inventumque est a iudicibus)」。

しかし、この判決の内容は、「法に反して (contra legis)」までも両者が和を結ぶことを最優先させたものである」とを、グレゴリウスは認めている。何故ならば、アウストレギシルの今回の暴力行為が不問に付されているからである。

判決は、二回目の「市民たちの裁判集会」の決定を基準にして、シカルの支払い賠償額とアウストレギシルの受取り賠償額をそれぞれ半分ずつ減らしている。

事例(16)は、地域間戦争いくさのような規模の抗争である。各地域に関係する伯たちが間に入って、「裁判集会 (audientia)」が開催されるまでの間の敵対行為の停止を双方に約束させている。したがって、そこに出廷する事件関係者たちは、決定権限者たちによって召喚されて「裁判集会」で「一緒にいる」あるいは「出会う」のである。その後のことは書かれていないが、「裁判集会」での決定が、和を結ぶことに重点が置かれるであろうことは容易に想像がつく。

事例(25)は、シギベルト一世を父とする女性とその女性を母親とする娘の相続争いの話である。この件で、分国王グントラム(図1-7)は『歴史十卷』の著者グレゴリウスに、母と娘を仲直りさせて欲しい、と幾度も手紙を書いている。この件で自らが決定を下す以前のことである。実際、母と娘はトゥール(地図1-25)での「裁判集会 (iudicium)」に出ている。しかし事態は好転しなかった。あくまでも推測であるが、母と娘がこの「裁判集会」に出廷したのは、経緯からして、グントラムの意向を受けた「裁判集会」の方からの呼び出しがあつたからではないか、と私は考えている。事例(33)では、頻繁に登場するフレデグンデが、ある男の親族たちとその男の妹婿の親族たちの争いを收拾するために両者を和解させようとして両者の間に入っている。結局はもて余し、手の者を送って、就寝中の両当事者を殺害してしまう。言うまでもなく、この殺害はそれ自体が一つの事件である。だから、フレデグンデは両当事者の親族からの復讐を恐れて逃げ出している。その意味で、「紛争解決の仕方」の中でこの事例を扱うのは不適切である。それにもかかわらず、中間型の分類でこの事例に言及したのは、フレデグンデという権力者が、結末はともかくとしても、紛争当事者の仲を取りもつ行動にまずは乗り出している、という点に着目してのことである。

(三) 紛争解決の仕方——個別の諸点

(1) 始まり

①紛争当事者の一方が召喚する場合 これに関係して興味深いのは、夢の中やもうろうとした意識の中での話である。事例(3)の原告は司教で、被告はこの司教を苦しめた二人の司祭、そして決定権限者は神らしき存在である。決定権限者は、原告が被告を召喚することを懇願したから答弁のために来い、という命令を伝えさせるために、被告の一人に使いを出している。

事例(6)の原告は不倫の疑いで被告に殺害された、被告の妻と被告の友人で、被告はテウデベルト一世(図1-5)のもとで高官であった人物である。この事例では、原告二人が被告に直接、「主の面前で私たちと争うことになっているから、釈明のために来い」と述べている。

事例(12)の原告は、被告との争いの途中で他界した司教で、被告は伯である。被告は高熱のために混濁した意識の中で、司教によって法廷に召喚されるとはなんと悲しいことか、とうわごとを言っている。

下記の(四)「悔い改めかそれとも処罰か」で一つのエピソードを紹介しているが、窃盗の被害を受けた聖マルティヌス聖堂の関係者がこの窃盗事件で訴えをしていないのだから、という理由で、『歴史十卷』の著者グレゴリウスは、捕縛された泥棒の助命を嘆願する手紙をヒルペリヒ一世(図1-9)に書き送っている。

②その他 決定権限者による召喚で紛争解決の手続が始まる諸事例や、宣誓による雪冤を望む者が自分の判断で一方的に決定権限者のもとに行くことで始まっている事例(23)は、これまででこのところで紹介しているとおりである。

(2) 雪冤宣誓

被告が自ら宣誓をすることで雪冤する雪冤宣誓の事例(18)では、あるユダヤ人殺害の件で、被告は殺害について完全否認する、他方、原告（「被害者の親戚の者」）たちも被告の有責を証明する材料を持っていない、そうした状況下で、被告に、自ら宣誓することで雪冤せよ、との決定が出ている。事例(10)の場合の原告、被告も共に有責、無責を証明できる証拠を持っていないなかで、被告による雪冤宣誓が行われている。

これらのことは、被告による雪冤宣誓は、ほかの証明手段が原告にも被告にも無い場合の証明手段ではないか、との推察を可能にする。投稿中の「メロヴィング時代の国王 Pactus にみる裁判のかたち」でも同様であった。

しかしながら、事例(13)では、被告に不利益な証人の証言という証明手段と被告による雪冤宣誓という証明手段のいずれを採るか、という質問が審理に参加している地域の人びとに向かって分国王から発せられている。また、事例(23)では、「キリスト者の共同体」から破門された男が一方的に申し出た、破門解除のための雪冤宣誓が認められている。この二例は、雪冤宣誓が証明手段として採用される前提はいかなるものかの解明のためにはもつと多くの事例にあたる必要があることを教えている。

ちなみに、事例(23)で、雪冤宣誓を認められている男は悪人で、その男の宣誓は偽宣誓だということを皆が知っている。それにもかかわらず、なぜ男に宣誓が認められたのかの疑問が残る。その疑問は置くとして、ともかくも、偽宣誓だと皆が知りながら宣誓をすることが許され、破門が解除されたことを考えると、宣誓による証明で肝心なのは宣誓内容の真偽でも、宣誓をする人間の人格の高潔さの如何でもなく、決められた方式で宣誓行為を実行できたか否か、ということ、すなわち形式であったことが窺える。

(3) 終わり

事例(18)では、紛争当事者の一方は出廷し、他方は出廷しないという状況下で、出廷した方の当事者が三日間相手方を待ち、相手方の不出廷を確認することで審理が終結している。⁴⁶

(4) 神判

事例(1)では、司教ブリクティウスが自分にかげられた濡れ衣をはらすために、燃えている炭を着物に入れ身体に押しつけ、自分を疑う市民たちと一緒に聖人の墓地まで歩くという、神判に係る行為を行っているが、それは、誰かに命じられてのことではないようである。司教ブリクティウスはこの神判に先立って生後三〇日の子供に話をさせるといふ奇蹟を起こし、濡れ衣をはらそうとしているからである。市民たちはこの奇蹟に立ち会いながらも、司教ブリクティウスに対する疑いを解かない。そこで、司教ブリクティウスは神判に訴えたのである。

以上のことは、神判が、事例(30)の場合(決闘による神判)とは違って、事例(23)の雪冤宣誓の場合と同様に、法廷とは直接に関係しない所で、ある個人が社会に対して身の潔白を証明する手段にもなっていたことを示している。

(5) 裁判の主催者

国王が主催者であると推測できるものに、事例(2)、(7)、(8)、(15)、(18)、(22)、(24)、(25)、(26)、(28)、(30)がある。

伯などある地域圏の統治担当者が主催者であると推測できるものに、事例(8)、(14)、(16)、(19)、(20)、(23)がある。

司教、司教たち、司教会議が主催者であると推測できるものに、事例(10)、(11)、(12)、(13)、(29)、(31)、(32)があるが、(13)、(31)、(32)の司教たち、司教会議は国王によって召集されている。

(33)の主催者は王妃である。夢の中の話では、(3)と(6)に、神とおぼしき存在が主催者として登場している。

(四) 悔い改めかそれとも処罰か

ジャン＝マリ・カルバス著、吉原達也＝波多野 敏訳『死刑制度の歴史〔新版〕』（クセジユ文庫、白水社、二〇〇六年）は好著、好訳書であるが、その中の印象深い記述の一つは、聖アウグスティヌス（三五四年―四三〇年）の説教の次の一節である。「誤りを罰するために、人を殺して人を墮落させてはいけません。人を殺してはいけません。それではもはや悔いることができなくなってしまうからです。人を死に至らしめてはいけません。それではもはや改めることができなくなってしまうからです」（説教二三・八）。その原理は明らかである。教会が望むのは、罪人の死ではなく、その改心である。そして十戒の『汝殺すなかれ』は、裁判官にも向けられるのである」（三四頁）。

ここに引用したあとに続くのが「汝殺すなかれ」の原則を堅持し難くなる話である。異端が拡大しそしてそれに伴い混乱が増大して行くからである。紛争の抽出基準に合わない事例(14)を敢えて紹介した理由は、「汝殺すなかれ」のこの精神が第一線の聖職者たちに生き続けていることに関心を抱いたからである。

教会や聖職者が、犯罪人を寛大に扱うように世俗権力者に嘆願するのは普通のことであったのか、以下の例も報告されている。ある男が、ル・マン〔地図I-12〕に在る聖マルティヌス聖堂で盗みを働く。聖マルティヌスの、奇蹟を起こす力が、恐ろしい審判をもって（cum iudicio terribili）この男の不遜な行いを明るみに出す。すなわち、この泥棒はBordeaux〔地図II-5〕で喧嘩をし、人を殺してしまう。そして、この事件がきっかけで、この男が聖マルティヌス聖堂から盗まれた品物を持っていたことがわかり、かの泥棒であることが発覚する。

この男のことがヒルペリヒ一世〔図I-9〕に伝えられる。ヒルペリヒ一世は、この男を鎖につなぎ、自分のところ

に連れて来させる。グレゴリウスは、ヒルペリヒ一世に手紙を送り、盗まれた側がこの事件を訴えていないのだから、と言って、泥棒の助命を嘆願する。泥棒は分散した盗品を回収して聖マルティヌス聖堂に返すように命じられ、放免されたのである (II, S. 31-33)。

(五) 裸の暴力、正規の訴訟に基づく「暴力」

事例②は迫害を扱っている。ヴァンダル人の王は、一人の修道女を棄教させようと拷問にかけて責め苛む。しかし、強い意志で棄教を拒むこの女性を、次に、正規の訴訟による拷問にかけて責め苛み、斬首している。斬首の点を別にするならば、やっていることは同じである。正規の訴訟というお墨付きが出ると、中身は同じ暴力なのに、暴力に「」、すなわち適法マークが付く。ヴァンダル人の王が、あるいは広くこの時代の人びとが法のもつ機能を自覚していたことが窺われて、興味深い。

(六) その他

(1) アジール (Asyl) とっての教会

以下は、アジールを研究テーマの一つにしていた阿部謹也の叙述である。「子どもの鬼ごっここのなかに、ある木にさわっている間は鬼が捕まえないという遊びがあります。これは一種のアジールです。アジールとは聖なる場所、避難所と訳されますが、古代からある重要な制度です。アジールの最も古い型は神聖な空間やモノと接触した者が神聖な性格をおび、誰もその人に手出しができない状態になることでした」「中世においては過失で人を殺したばあいでも被害者の縁者が敵討ちをしようと狙ってきます。したがって裁判が開かれるまでとりあえず身を隠さねばなりません」⁽¹⁷⁾。

教会がアジールであることを明確に示しているのは、事例(26)である。事例(24)では、手籠めにされた女性が加害者を殺害したあと、聖マルケルス聖堂に逃げ込んでいる。事例(30)では、王の森での野牛殺しの疑いをかけられた人物が教会に避難しようとするのだが、国王グントラム〔図1-7〕は、この人物が教会に逃げ込む前に捕らえよ、と追手に命じている。

(2) 保証人 (fidejussor)

事例(8)では、クリスマスの日に助祭の捕縛を命じたレクトール⁽⁴⁸⁾に対して、「複数の保証人」を立てるから捕縛はクリスマスが終わったあとにしてほしいと、マルセイユ〔地図II-14〕の市民たちが願っている。事例(28)では、ヒルデベルト二世の命令で捕縛される状況下に立たされた人物が、保証人を立てて猶子⁽⁴⁹⁾をもらい、domesticus⁽⁴⁹⁾のもとに出頭して裁判を受け、無責の判決を得ている。

保証人が出てくるほかの場合の例は以下である。『歴史十卷』の第六卷一、一一二(II, s. 37, 39)：双方とも、ある人物が自分の身体の自由を確保するために差し出した保証人)、第八卷四二(II, s. 279)：王の前に出頭するとの約束に係る保証人)、第九卷九、一八、一一三(II, s. 303, 323)：前者は出頭の約束に係る、後者は賠償〔＝補償〕金支払いに係る保証人)。

(3) 紛争当事者のやり取りの記述が比較的詳しい事例

事例(11)、(13)、(31)、(32)がこれに該当する。特に事例(31)は、「判決書の全文(exemplar iudicii)」を転載する体裁までとって審理の模様を詳しく伝えている。

(七) 若干のまとめ

(1) 裁判とは、訴訟とは

裁判あるいは訴訟という用語を歴史分析に用いる場合、何を指標にして一貫性を持たせたらよいか。この疑問が、この間、私の頭から離れなかった。以下は、この問題に対する仮の解答である。

あとの時代の定義を古い時代に持ち込むことには慎重でなければならぬが、⁽³⁰⁾“Carolus Sigonius, De iudiciis libri III, 1593”の田中 実による要約・解説の中に、裁判の定義がある。

第一章。裁判とは「法を宣言する政務官であれその政務官によって任命された審判人であれ彼らが法に従って下した判断」である。法には私法と公法とがあるように裁判には民事裁判 (*privata iudicia*) と刑事裁判 (*publica iudicia*) とがある。この区別には今日でも援用されるキケロー『カエキーナ弁護』(26)の有名な一文「すべての裁判は紛争を解決するか犯罪を罰する目的で考案されたものである」が挙げられる。民事裁判とは民事紛争 (*controversiae privatae*) についての裁定 (*decreta*) つまり判決 (*sententiae*) である。

何か不都合が出てくるまでは、私は、裁判という用語を歴史分析に使う場合のメルクマールを、この引用文中の定義とした。

本稿で言う「当事者型」「処分型」「中間型」を、この定義に関係させて言うならば、それらは、裁判、すなわち権限を持つ者が「法に従って下した判断」に到達する仕方、つまり手続のことである。『法律学小辞典』の次の定義に引いた傍線部に関係させて言えば、その手続とは訴訟のことである。訴訟とは「……国家の裁判権の行使によって、法律的

に権利救済や紛争解決をするために、当事者を関与させて審理・判断をする手続（制度）が訴訟である」⁵¹。

また、訴訟という場合、それは、事例②に明らかのように、「正規の訴訟 (legitima questio)」のことであり、「訴訟」に「非正規の」という形容詞が付くことはない。

上口裕は、「札問訴訟」を説明して次のように述べている。「……国家機関としての裁判官が、自ら手続を開始し、被告人の有罪証拠を収集し、有罪・無罪を判断する役割を担うような新しい訴訟形式が生成する。これが札問訴訟であり、古代型弾劾訴訟に漸次とって代わることになる。犯人を探索し、証拠を収集する訴追機関と、有罪・無罪を判断する裁判機関が一体となっていたため、いったん刑事手続の対象とされると、被告人は圧倒的に不利な地位におかれた。この札問訴訟は、現代の警察官・検察官の役割をあわせもった裁判官が、被告人と対峙し、有罪・無罪を決定する二面構造であった。原告・被告・審判者という三面構造を前提とする一般的な訴訟観念にてらすならば、札問訴訟は、訴訟手続ではなく、行政手続ともいべきものであった」⁵²。

「当事者型」「処分型」と、紛争解決手続を区分する際の本稿の視点は、上口のそれに大きなところで重なっている。

(2) 行政という用語の使い方

上口の著書からの引用文の中で気になるのは、行政という用語である。三権分立を前提にした、司法、行政、立法という近代的用語法を連想してしまうからである。前近代の訴訟の特徴を端的に表現するために、「行政の一環としての司法とか裁判」という言い方がされることがあるが、これについても同じである。司法が行政から未分化だということならば、では、立法は司法（裁判）込みの行政から分離しているのか。前近代において行政という用語を使う場合、それをどのような意味で使うかについての説明が必要だと思う。

ドイツ近世の叙述で「行政」という言葉が使われる時、「行政」^{ポリティック}という言葉のように「行政」に「ポリティック」とルビを付けて意味を限定させている例がある。そしてこのポリティック (politikal) は「ポリティック条例」という史料用語があることからわかるように立法とも無縁ではない。ポリティックとは何かの議論も古くから行われている。⁵³ 「司法権の独立」という場合も、それは、官僚制化が進んだ裁判所に生まれた、「専門家の団体」^{コル}としての独立性の意識」としてまず現れ、やがて権力分立論につながって行く。⁵⁴

立法権、行政権、司法権がこのようにそもそも分離していない前近代において、行政と司法の未分離をことさらに強調することにどれほどの意味があるのだろうか。比較の視点を意識してのことであれば、肝要なのは、三権の未分離のあり方の彼我の違いとその原因を明らかにする観点ではなからうか。

「国家が有する支配権を包括」する「国家権力そのもの(国家の統治権)」⁵⁵という用語を借りるならば、この統治権が作用する場の一つが紛争解決の場である。そして、その紛争解決の場における作用、すなわち統治権のまるごと作用を仮に「全体作用」と呼ぶならば「部分作用」と表現できるその作用は、他のもろもろの「部分作用」と相互に作用し合う。渡辺節夫が強調する王権の統合作用の一翼を担うこともあれば、服部良久の精力的な研究が明らかにしつつあるように、様々な場面での人的ネットワークを主体とする、崩れた秩序の正常化作用の一翼を担うこともある。⁵⁶

紛争解決という「部分作用」を含むそれぞれの「部分作用」あるいはそれら「部分作用」間の相互作用を一つ一つ明らかにしながら統治権の全体作用のメカニズムに目を向けて行く、これが歴史学の分野の最近の紛争史研究が目指しているものであるように思う。この研究動向は、かつての国王自由人理論⁵⁷などは観点を異にする新しい視角からの国制史研究であるように、私には見える。そうであるとすれば、中世国家とは何かをめぐる堀米庸三、世良晃志郎等のスケールの大きな研究や観点をこの研究動向に絡めることはできるか。私の問題関心の中に加えたい点の一つである。

五 おわりに

本稿の作成作業を進めながら、私は、裁判、訴訟という用語を深く考えずに使用してきたことに気づかされた。裁判を『広辞苑』で引き、「①〔宰判〕とも書く）物事を治め管理すること、また、民政を管理すること。日葡辞書「イエ（家）ノサイバンラスル」という意味を教えられ、そして、『日葡辞書』の「Saijan サイバン（裁判）」の説明「物事の世話をし管理すること。例：Iyeno saibanuo suru. (家の裁判をする) 家を治める」⁵⁸を知ったのも最近のことである。ちなみに、『日葡辞書』によれば、「Soxo ソシヨウ（訴訟）」とは、「目上の人に何事を乞うこと。また、訴えること。例：Soxô suru（訴訟する）」である。

「裁判（宰判）」「訴訟」という日本語が、明治の時代、欧米の関連法律用語の訳語としてなぜ、どのような定義のもとに選択されたのか。この点を調べることの必要性も本稿を作成しながら感じたことである。

行政という用語法についてもこれまで特に考えることはなかった。したがって、行政という用語法について出した疑問は私自身に対するものでもある。

本稿は読みにくい作品であると思う。抽出された紛争事例が本稿の柱立ての数だけバラバラに繰り返して出てくるからである。また、ラテン語の訳や掲載した地図、系図に間違いや思い違いがあると思う。ご寛容とご教示を乞いたい。

（追記）「当事者型」「処分型」「中間型」という分類基準を立てることができたのは、敬愛する同僚の一人の寺山啓進先生からいただいたヒントのおかげである。寺山先生は、同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）教授で知的財産法を担当されている。特許庁に勤務し、特許審査第四部長などを歴任された方である。

本稿は、かつて取得した科学研究費平成一四年度—平成一六年度△14520015△による研究成果の一部である。

本稿を執筆しながら次の方々の名前を思い浮かべていた。Prof. Dr. Gerhard Köbler, Prof. Dr. Andreas Meyer, Prof. Dr. Heinrich Menkhaus, Prof. Dr. Wolfgang Sellert, Prof. Dr. Hans K. Schulze, 先生 Herr Michael Lübke.

(1) 私は、現在、判決書あるいは判決証書とも言える一枚ものの裁判ウウクンデなどを使い六百年代以降の裁判のかたちを明らかにする作業に取り組んでいる。『歴史十卷』は、五百年代の事柄を扱った歴史本である。私は、この歴史本の中に、これまでの作業につながる、しかも一世紀前の有益な情報を手でできるのではないかと考えている。拙稿「西洋中世初期の裁判のかたち」同志社法学三三七号三頁（二〇〇九年）。同「メロヴィンゲ時代の国王 *Practa* に「ついで」同志社法学三四六号（二〇一一年）。近日中に投稿予定のものは「メロヴィンゲ時代の国王 *Practa* にみる裁判のかたち」。

(2) Auf Grund der Übersetzung W. Giesebrechts neubearbeitet von Rudolf Buchner, Gregor von Tours Zehn Bücher Geschichten, Erster Band(1977), Zweiter Band(1974), Wissenschaftliche Buchgesellschaft.

(3) 井上幸治編『フランス史 新版』四四頁（山川出版社、昭和四三年）。

(4) P・ガクソット著、林田遼右ほか訳『フランス人の歴史 1』九九頁（みすず書房、一九七二年）。例えば、『歴史十卷』の第五卷の冒頭に、ガクソットにイメージを与えたと思われる次のような記述などがある。「あなたがたの数々の勝利がその方から始まっている、その方クローヴィスを、その方クローヴィスがしたことを——敵である王たちを殺し、敵対する諸族を打ち、その地を支配下に収め、その地の支配権をそっくりそのままあなたがたに遺したことを——思い起しなせ」(Erster Bd., S.279)。

木村靖二編『ドイツ史』（山川出版社、二〇〇一年）には次の記述がある。「フランク族は、サリー族のほかにケルンを本拠地としたリプアリー族とカッティール族（ヘッセン系）からなり、言語的にはゲルマン語系に属していたが、クローヴィスはリプアリー族の王とその息子を殺害し、リプアリー族を服属させた。さらに彼はほかの有力な親族も殺害し、全フランク人の王となった」（二八頁）。本稿では、例えばサリー族の場合、サリー支配

族と表記している。したがって、リプアーリ族も、カッチイー族もそれぞれ支族となる。フランク族はそれら支族を包括する用語だからである。

(5) 『西洋史辞典』一三四頁。

(6) Lexikon, Bd. IV, 2003, S. 1679-1682.

(7) 注(4)のガクソット一〇七頁。

(8) 注(4)のガクソット一〇七—一〇八頁。グレゴリウスは、クロヴィスを「偉大であり、卓越せる戦士」と呼んでいる (J. S. 121)。訳註 [20] に「この頌辞は注目すべきである。クロヴィスに対するガリアの司教たちの尊敬がうかがわれる」と書かれている (J. S. 512)。

(9) ミッタイスの説明を、以下、参考のために引用しておく。「グラーフ (伯のこゝ) (*comes, grafia*) この後者の語は数や集団を意味する *rovu* 由来する) は、すでにその名称が物語つているように、元来はおそらく軍の支隊の指揮者であつたらしい。土地占拠のちには、グラーフは、この権限に加えてさらに広範な政治上の権限を獲得した。古代末期の *comes* ——これはもともと *dix* よりも上位にあつた——は、八世紀の半ばごろ、グラーフと融合して一つの官職に合体している。(a) その後も、グラーフの軍事的任務は、軍隊を召集して編成する任務として存続したし、また彼は、このようにして編成された軍隊を戦場で指揮した。」(b) さらに彼は警察権をもっていた。彼は暴力犯人追及のために人民をラント・フォルゲに召集し、市場を監督し、義務者をして公の夫役(道路・橋梁の築造)や駅運勤務につかした。」(c) グラーフは財政を掌理した。収入源を形成したのはとりわけ関税 *Zolle* であり、取引税、道路税、航行税が境界で徴収されたほか、しばしば内国関税として徴収され、さらに市場関税が徴収された。」(d) グラーフが裁判官としての機能を果たしたのは、最初はもっぱらローマンの地方においてのみであり、ここでは彼はローマのユーデックスの後継者の地位を占めたのである。」(e) グラーフは定額の収入を持っていなかった。」(f) グラーフの任命や罷免は、メーロヴィンガ王朝はもともと完全に自由にこれをおこなっていた」(一一一—一一三頁)。

翻訳者の世良見志郎は引用文中の「ユーデックス」に以下の注を付けている。「ローマ末期、地方における第一審の通常裁判官たる地位を占めていた原長官 (*consularis, praeses, rector*) は、この職務の故に、*index x orthianus* あるいは単に *index* とも呼ばれた」(一一七頁)。柴田光蔵『法律ラテン語辞典』日本評論社(一九八五年)は、*index orthianus* に「正規の裁判官、正式裁判人、通常裁判官、裁判官である属州長官」の訳語を与えている。

(10) トゥールの聖マルティヌス (St. Martinus von Tours) は、三三六年頃に生まれ、三九七年に死亡している。三七一年にトゥールの司教の就任している。

(11) I の訳注 (12) で (J. S. 506)、ヴァンダル人に関するグレゴリウスの記事には誤りが少なくないと書かれている。グレゴリウスは、四〇六年にガ

リアに侵入した、ヴァンダル人の王グンデリヒ (Gunderich) の跡を継いだのがトラサムンドだと考えているが、そうではなく、それはガイゼリヒ (Gaiseric) で、トラサムンドはガイゼリヒのあとに三番目の王で、四九六―五三三年の在位とのことである。

- (12) グレゴリウスはここでカトリック教徒が各地でいかに死を恐れず迫害に耐え、アリュウス派やその他の異端あるいは権力者たちから信仰を守ったかを、いくつもの例を挙げて記述している。

ガクソットは、ローマの社会で、キリスト教徒が民衆や政治権力からまだにらまれ、憎まれていた時代の、キリスト教徒の受難の事例を丁寧に紹介している。以下は、ローマの支配下にあったフランスのリヨン〔地図Ⅱ-13〕での一例である。「キリスト教徒が公共の場所、浴場、フォルム(中央広場)に出ることが禁じられた。頑固な者がいてそれを守らなかつた。彼らは道で侮辱され、石を投げられ、家まで襲われた。とうとう何人かのキリスト教徒が逮捕された。市の政務官が最初の審問を開いた。禁制のキリスト教徒者であることを否定したものは釈放され、彼らのことは、まったく不問に付された。他の者は知事のもとに送られた。知事は、不法な集団に対し法を適用することができ、国家に対する反逆に対して、これを罰することのできる唯一の人であった。審問は簡単だった。被告の住所氏名を聞き、彼らの信仰の告白を聞けばそれでよい。この告白だけで彼らに有罪であることがわかる。しかし、帝国の代表者たちは、死刑を宣告することを嫌ったので、いろいろな巧言を弄したり、甘い約束を与えたり、脅したり、拷問にかけたりして、キリスト教徒に神を否認させようと試みた。そこで悪魔(誘惑者)に対する果敢な闘いがはじまった。リヨン人のうち何人か、ほんの十人ほどがこゝろんだ。しかし大部分の信者は、身の毛のよだつような刑罰にも信仰を変えなかつた(一七七年)(八九頁)。

ガクソットは、このような例をいくつか紹介したあと次のように述べている。「五〇人ほどのキリスト教徒がこうして殉教に倒れた。権力者たちは、こうした実力行使により、秩序と平安が回復すると考えた。事態はまさに正反対であった。世界史の教会の歴史の頁に、消えることのない思い出が記されたことになる。いかなる迫害も、むしろキリスト教の歴史にさらに英雄的な事件と名前と挿話を加えることで、かえって力と豊かさや栄光と魅力を増すのである」(九〇頁)。以上の引用文中の「」は本書の訳者が付けたものである。

- (13) Lexikon, Bd. VII, 2003, S. 1834-1835.

- (14) 『西洋史辞典』一八頁。

- (15) グレゴリウスは、エウリヒがキリスト教徒に加えた激しい迫害について記述している(L, S. 139)。

- (16) 参考のために、P. 25に関連するミッタイスの説明を引用しておく。「民族移動時代の混乱にさいして戦争指導の契機がますます重要化していったという事情が、王制に新しい力の源泉を提供した。王制は恒常的制度と化した将軍制(Heerzugtum)と結合したのである。

1 ひとつは将軍(dux, herizogo)は、一つの戦争の継続期間中を限って任命されたフェルケルシャフトの軍事指揮官であった」(五〇頁)。「初

期中世の史料は完全にラテン語で書かれているが、これらの史料には、ローマ末期の官職制度の若干の称号——とりわけ *dux* と *comes* ——が引きつづき用いられている。これらの称号は、メロヴィンガ朝帝国で、ローマの都市制度が衰微したのに伴って、七世紀にはその最後の意味内容をも失った。カロリング朝時代になってようやく、これらの称号は、再び、単に人を指すだけでなく、彼らの任務をも示すようになった(二〇八頁)。「古代末期の *dux* という官職称号は、ようやくメロヴィンガ時代になって、ゲルマンの *Herzog* (将軍・太公) と融合した」(一一六頁)。

- (17) 以下は、『西洋史辞典』の記述である。「テオドリック(大王) Theodoric, the Great (456頃—526) 東ゴート王(471—526)。少年時代、コンスタンティノーブルの宮廷で人質として過ごしたが、父テオドミールのおとをうけて王となり、東ゴート族を率いてバルカン半島を劫掠。東ローマ皇帝ゼノンからイタリアの軍司令官に任命され(488)、イタリアの支配者オドアケルを倒して、東ゴート王国を建設。統治にあたっては、カッシオドルスやボエティウスらのローマ人の文官を登用し、ローマの法律・制度を尊重。外交ではみずからフランク国王クロヴィスの妹を娶り、ブルグンド・西ゴート・ヴァンダル王と姻戚関係結び、ゲルマン諸国家の統一をめざした。首都をラヴェンナ、副首都をヴェローナにおいた」(四八九頁)。

以下は、同じく『西洋史辞典』の記述である。「オドアケル Odoacer または Odovakar (434頃—493) ゲルマン人(スキル族)の首長で、ローマ親衛隊司令官からイタリアの支配者となる。西ローマ皇帝ユリウス・ネボスの最高司令官オレステスが皇帝を追放し、自分の若い息子ロムルス・アウグストゥルスを帝位につけたが、オドアケルは、ゲルマン人軍隊の支持を得て、これを廃位し(476)、カンパニアに引退させた(以後、西ローマには皇帝が絶え、ここに西ローマ帝国は滅亡した。西ローマ皇帝に代わってイタリアを統治ヴァンダル国王ガイゼリックからシチリア島を賃借し、ダルマティアを獲得、ノリクムを放棄してその住民をイタリアに撤退させた」(二四四頁)。

- (18) テウデベルト一世は、父テウデリヒの死後、父には兄弟、自分には叔父のヒルデベルト一世とクロータル一世とクロータル一世の介入を受けるが、父の遺産を守る事ができた。その後、子供のいなかったヒルデベルト一世の養子となる。

- (19) 以下は、ミッタイス五八頁。「賠償金は復讐を免れるための対価ではなく、ジッペ(「一族」)の栄光が侵害されたことに対する贖罪の意味をもつ。最も重要な贖罪金は殺人に対する人命賠償金 *Mannhufe*、すなわち人命金 *Wergeld* (lat. *vingt* 参照) である。その他の賠償金は多くの場合人命金の数分の一であった」。

Monumenta Germaniae Historica. Diplomata Regum Francorum e stirpe Merovingica (Die Urkunden der Merovinger), Erster Teil. Nach Vorarbeiten von Gartrichard Brühl, hrg. von Theo Kölzer unter Mitwirkung von Martina Hartmann und Andrea Shieldorf, Hannover 2001, S. 355S Nr. 141 (694 Februar 28) *in* *fredus* (賠償金) と並んで *Existius* (フエーテ権放棄補償金) とどう語が出てへ。

- (20) Erster Bd., S. 257 は *Statthalter der Provence* (プロヴァンスの総督、太守、代官) の訳語を与えていて、Sigbert の分国については、「はじめに」

(五頁)で断り書きをした、*Sigbert I. P. R.*を参照。

(21) *placitum* の意味は裁判会議、裁判集会である。また、*placitum* は司教ニケティウスの臨席のもとで行われる裁判であり、国王のもとでの裁判ではない。したがって *placitum* という用語そのものは、国王裁判のためだけに使用されていないことがわかる。

placitum という用語は、あとの注 (23) のように、*Zweiter Bd.*, S. 190 にも裁判会議、裁判集会の意味で出てくる。さらに、第十卷二八 (*Zweiter Bd.*, S. 390, II., S. 488, 489) にも *placitum* という用語が使われているが、*placitum* は、国王が参加しての、裁判とは無関係な会議、集会を意味している。ガクソットが言う「毒婦」フレデグンデの息子に分国王グントラム自身の手で洗礼を受けさせてほしい、ついでにパリまでそのために来てほしいという、フレデグンデの願いを、分国王グントラムが聞き入れて開催を決め、各地の司教たちを召集した会議(集会)に *placitum* という用語が用いられている。注 (34) で述べるように、*placitum* には「契約」の意味もある。

なお、注 (一) の拙稿三四四頁で「*Placitum* という用語を五一年―五五八年という早い段階で登場させている」勅令に言及し、そこでの *Placitum* の意味は「出廷義務」であると指摘しておいた。『歴史十卷』に出てくる *Placitum* は時代的には勅令のそれと重なる。

(22) フレデグンデの「毒婦」振りは、本文以外に、例えば、I., S. 453-457, II., S. 143, 249, 261, 283, 438-439, 469.

(23) グントラム・ボンは、分国王シギベルト一世の命で、テウデベルト一世を攻撃し敗死させた人物である。ヒルベリヒ二世、シギベルト一世は兄弟で、テウデベルト一世は彼らの甥、つまりヒルベリヒ二世、シギベルト一世の兄弟である故テウデリヒ二世の息子である (I., Bd. 347)。グントラム・ボンは、第八卷二二にも登場する。そこで、彼は、自分の召使いたちの窃盗事件に関係して、ヒルデベルト二世のヴィラ (Villa) で開催された裁判会議 (*placitum*) に召喚されるが、そこで何一つ弁明できないうまま、秘かに姿を消す。そのため、クレルモン (Clernont-Ferrand) において国庫から与えられていた物全てを剽奪されてくる (II., S. 243, *Zweiter Bd.*, S. 190, 191)。

(24) 例えば五五六年―五七三年のバリの公会議の決議第四 (I., S. 548)。

(25) *Erster Bd.*, S. 348, *pax episcopii* を直訳する「司教の平和」である。しかしこの訳では中身が分からない。Niemeyer は、*pax* に *Beilegung einer Fehde durch einen Ausgleich, setting a feud by compromise* (調停でフェエデを解決する) の訳語を与えている。フェエデとは「権利として認められているもので」「個人の法益 (Rechtgüter) —— 彼の生命、彼の財産、彼の名誉 (ミッターイス五五頁) 等」等に向けられた、あるいは加えられた重大な攻撃に対する、その個人や一族 (「ジッペ」) による反撃や報復のことである、とここでは理解しておくことにする。したがって、この平和とは、司教ヘラクリウスが破門という報復を解除すること、である。

なお「法益」とは「法によって保護される社会生活上の利益」(法律学小辞典 第三版「有斐閣、一九九九年」) のことであるが、この用語を使用

する(こと)の是非については判断を留保しておく。

- (26) *insumptibus* – *insumptiones* – *insumo* (to) は *Befehl, order* (命令) とどう訳語があり、I, S. 449 などの訳語を選択している。*リッピン* は *Erster Bd., S. 349* が *Willen* と訳しているのを参考にし、協議をした同僚司教たちの提案、という程度の意味で「意向」と訳した。調停であり、両当事者が合意をなす(こと) (ここでは特に司教へラクリウスがどう判断するかがキーポイントである、と考えたからである)。
- (27) ラテン語引用文の中の *verbis* (*verbum*) の訳語の出処は、*Niemeyer* の訳語の中の *Auscheidung, Anlage, Übergabe an ein Gericht, indictment, accusation, committal for trial* である。
- (28) 本稿七六頁の四(四) 参照。
- (29) *Zweiter Bd., S. 61* の訳語は *Präfekt* (長官など) である。
- (30) 魔女とされた人間が女だけではなかったことは、魔女狩りは女性迫害だったのか」上山安敏、牟田和男編著『魔女狩りと悪魔学』二八三頁以下(人文書院、一九九七年)。
- (31) *pax* の訳語の出処は、*Niemeyer* の訳語の中の *Einhalten von feindseligem Handeln, refraining from violent action* である。同じく *iusticia* は *Gerichtsverwaltung, the administration of justice* である。
- (32) II, Bd. S. 151 は、*ヴァイカリウス* を伯の代理人と考えている。
- (33) 先の事例(6)と重ね合わせると、グレゴリウスは規模の大きな争いに *belli* を使用しているように思える。論文では、例えば三浦澄雄「シカル事件——フランクの法典と現実」法と政治(四三巻五号、一九九二年)。
- (34) *Zweiter Bd., S. 155* は *censura* を「賠償金 (*Buße*)」と訳しているが、*Niemeyer* にはその訳語がないので、私も実質的には「賠償金」を指すと思っ(て)る(が)、*リッピン* は *Niemeyer* の訳語「*とされた判決の(決めた)罰 (eine Strafe verhängendes Urteil)*」に従っている。契約と訳した *placium* であるが、契約の中身は、賠償金の授受とシカルの側の復讐の権利すなわちフェーデ権の放棄についての取決めであろう、と *Zweiter Bd., S. 154* は推定している。
- (35) *ブルンヒルデ* は *ヒルデベルト一世の子供*。分国王シギベルトの妻、そして *ヒルデベルト二世* の母親である。*ヒルベリヒ一世* の妻で、*ブルンヒルデ* 以上に本稿ではなじみの *フレダグンデ* が敵だと言っている女性でもある。『歴史十卷』第八卷二九で、*フレダグンデ* は、*ヒルデベルト二世* のおかげで大威張りをしている *ブルンヒルデ*、とどう言っている(II, S. 219)。
- (36) 原語は *bipennis* である。両刃の斧と訳られるのが普通通づ(*Zweiter Bd., S. 187* の *Axt* (斧) とどう訳語をあてている。*リッピン* は *Niemeyer* に従っ(て)る。

- 両刃の劍の訳語にしておく。紛争事例(33)でもそうした。
- (37) 久保正輔『サリカ法典』一〇〇頁(創文社、昭和五二年)。
- (38) Marschal (comes stabuli) は、「宮廷の移動にあたり馬やその飼料を準備する任務であつたらしいが、時には軍事指揮官としても利用されている」(ミッターイス一六六頁)。
- (39) イタリアへの遠征は実行されている(II, S. 419-423)。
- (40) Zweiter Bd., S. 337はHaushofmeisterと訳しているが、それが正しければ、ハンジの domesticus は宮内長官にあたるとも言える宮宰になる。宮宰については、ミッターイス一〇九頁。
- (41) 「国王の財貨を管理すると同時に、これと分離されていなかった帝国・国庫の官吏にもあつた」(ミッターイス一〇九頁)。
- (42) Zweiter Bd., S. 377は、titulus に Kurzschrift (速記文字) の訳語を宛っている。
- (43) II, S. 65-71の第六卷三二。
- (44) フェーデについては、注(25)参照。
- (45) 注(32)参照。
- (46) 注(1)の拙稿「西洋中世初期の裁判のかたち」八頁以下の「不出廷裁判」。
- (47) 阿部謹也『甦える中世ヨーロッパ』八八頁以下(日本エディタースクール出版部、一九八七年)。ほかに同『中世を旅する人びと』四一頁以下(平凡社、一九七八年)。
- (48) 注(29)参照。
- (49) 注(40)参照。
- (50) 田中実「カルロ・シゴニオ『民事裁判について』覚書——一六世紀人文主義者によるローマ民事裁判素描」法政研究二二〇八—二二〇九頁(七〇卷四号、平成一六年)。カルロ・シゴニオの著作の初版は一九七四年で、出版地はポローニアとのことである。
- (51) 金子宏ほか『法律学小辞典 第三版』七二五頁(有斐閣、一九九四年)。ここでの裁判や訴訟についての定義との関係で言えば注(1)の拙稿「西洋中世初期の裁判のかたち」の「裁判」は「訴訟」に変更する必要がある。引用文中の傍線は岩野の手によるものである。
- (52) 上口裕『刑事訴訟法』一四—一五頁(広文堂、二〇一一年(第二版))。
- (53) K・クレッシェル「司法事項とポリツァイ事項」K・クレッシェル、石川 武監訳『ゲルマン法の虚像と実像——ドイツ法史の新しい道』二二九

頁以下(創文社、一九八九年)、村上淳一『近代法の形成』二三〇頁以下、一七七頁以下(岩波書店、一九七九年)、勝田有恒、森征一、山内進編『概説 西洋法制史』(ミネルヴァ書房、二〇〇四年)のポリツアイ関係の記述参照。

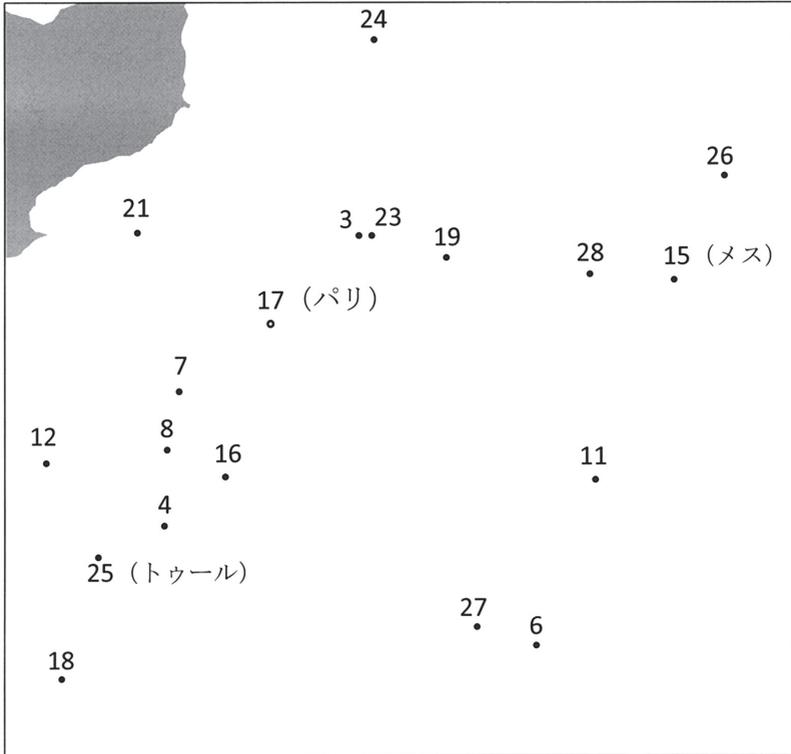
(54) 注(53)の村上の著書一四九頁。

(55) 岩部信喜『憲法』三七頁(岩波書店、一九九三年)。

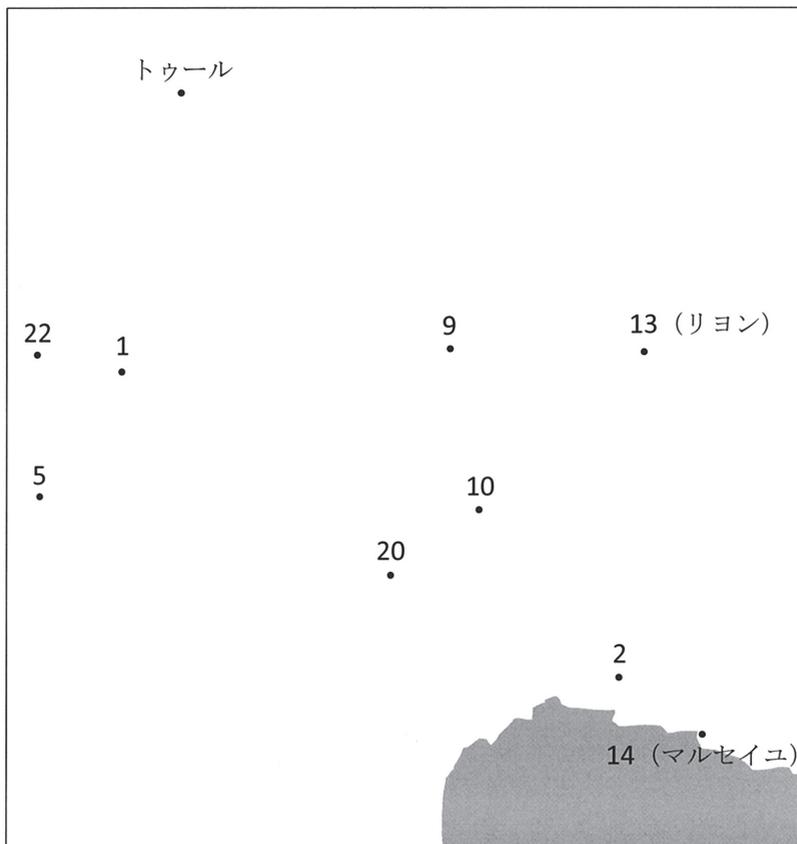
(56) 渡辺節夫編『ヨーロッパ中世社会における統合と調整』(創文社、二〇一一年)、服部良久『アルプスの農民紛争——中・近世の地域公共性と国家』(京都大学文学部出版会、二〇〇九年)だけを紹介しておく。

(57) 国王自由人理論については、拙著『成立期中世の自由と支配』(敬文堂、一九八五年)。

(58) 土井忠生ほか編訳『邦訳 日葡辞書』五四九頁(岩波書店、一九九〇年)。原題は『VOCABULARIO DA LINGOA DE IAPAM』で、一六〇三年に日本イエズス会が刊行した。翌年に補遺が出版された(三頁)。



地図 I [トゥール以北]



地図 II [トゥール以南]

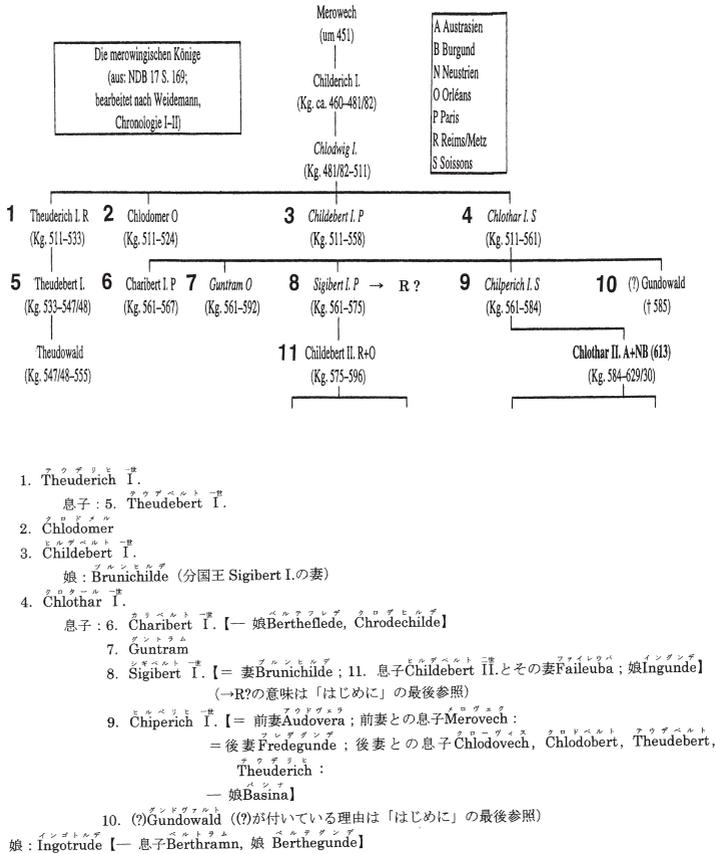


図1 [メロヴィング王家系図 (一部)]

本稿が借用し加工した系図の出典: Die Urkunden der Merowinger, Erster Teil, hrsg. von Theo Kölzerf, Hannover 2001, S. XXXII

511～524年のフランク王国：Chlodwig I.もしくは
Chlodomerの死後の王国分割。数字は各分国王の
分国とその境域を示す。

- [1] Theuderich I.
 - [2] Clothar I.
 - [3] ; †印の内側] Childebert I.
 - [4] †印の外側] で囲まれた境域
- Chlodomer

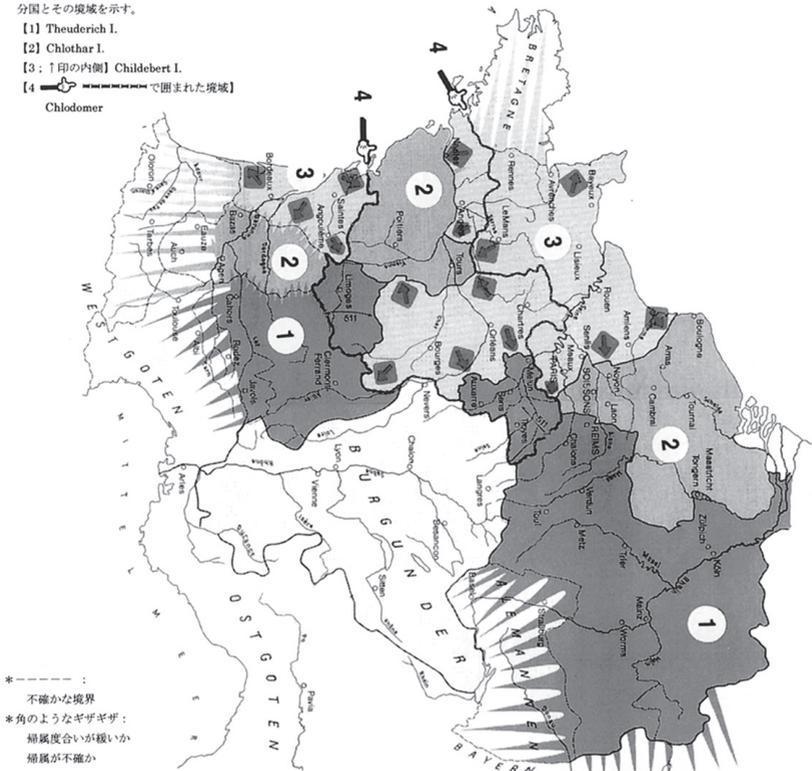


図2 〔分国境域図〕

本稿が借用し加工した地図の出典：Erich Zöllner, Geschichte der Franken bis zur Mitte
des sechsten Jahrhunderts, 1970 巻末掲載 Karte 1 “Das Frankenreich 511-524. Die Teilungen
nach dem Tode Chlodowechs bzw. Chlodomers”